

近江銀行の軌跡

—日本銀行特別融通との関連—

傳 田 功

一 はしがき

明治時代から昭和のはじめにかけてのわが国の金融史をふり返ると、いわゆる金融恐慌が数次にわたり発生しており、これらの恐慌を機に全国各地の銀行で、預金の取付けや休業といった事態が数多く生じていることがわかれる。当時の銀行経営者達にとって、預金の取付けほど恐るべきものはなく、金融恐慌時においてはもとより、平時においても彼等の最も苦慮したところは、預金の取付けに備えての支払い準備の充実であった。ところが国においては、とくに大正九年（一九二〇）の反動恐慌以後、銀行の預金取付けに見舞われる機会が多く、他の要因とともに、中小銀行を中心に、銀行経営にも大きな影響を及ぼすようになり、日銀特融などによる救済も空しく、やがて昭和二年に至りいわゆる昭和金融恐慌に当面することとなった。

小論においては、明治二七年の創設以来本店を大阪市におきながらも、創業以来の因縁から、滋賀県とも終始深いつながりを維持してきた近江銀行をとりあげ、とくに第一次大戦期から昭和金融恐慌期に至るまでの、同行の歴史を検討することを主題とした。近江銀行は第一次大戦中、業績著しく伸長し、大正六年には国債引受けシンジケート団にも加盟する

有力銀行としての地位を維持していたが、大正九年春の反動恐慌以来経営の不振が続き、大正一二年の大幅な整理等にもかかわらず、昭和二年の金融恐慌期に破綻し、やがて他行に吸収合併されることとなった。

近江銀行の歴史を通じて注目されることは、創業当初から日本銀行との関係が深く、頭取や役員に日銀関係者を迎えたり、しばしば日銀特別融通に依存するなど、日銀との関係が密接であった点である。小論においては、近江銀行と日銀特融との関連を中心に検討し、あわせて昭和金融恐慌期に至るまでの、いわゆる救済融資の意義についても考察を加えてみたいと思う。⁽¹⁾

(1) 筆者はこれまで近江銀行に関し、本誌に「近江銀行の破綻―昭和金融恐慌の一側面―」（『研究紀要』第六号所収）および「滋賀県下における金融恐慌―昭和金融恐慌を中心として―」（『研究紀要』第一六号所収）の二論文を掲載している。今回の小論では、近江銀行と日本銀行との関連、すなわち日銀からの人的、資金的援助の過程を中心にとり上げ、破綻に至るまでの軌跡をたどることとした。昭和金融恐慌期における預金取付けの実態などについては、前記二稿に記述されているので、小論においては詳述をさけることとした。

二 近江銀行の設立と発展

近江銀行は明治二七年三月、滋賀県下の有力者小泉新助、山中利右衛門、伊藤忠兵衛、下郷傳平、中村治兵衛、堤惣平、阿部周吉および田村正寛らが発起人となり、資本金五〇万円の株式会社として設立されている。前記発起人のうち田村正寛を除き他はいずれもいわゆる近江商人であり、同行はまさしく「江州商人ノ主タル事業ナル綿業関係ノ金融機関トシテ同地出身者ニ依リテ大阪市ニ設立セラレタルモノ⁽¹⁾」であった。近江銀行は本店を大阪市東区備後町三丁目におき、頭取に小泉新助、取締役として伊藤忠兵衛、下郷傳平、中村治兵衛らが就任している。同行は創業当初より支店を滋賀県愛知郡愛知川村（現、愛知川町）に設置し、その後も「郷土ノ関係上滋賀県各地ニ支店網ヲ張り⁽²⁾」預金の吸収につとめることとなったが、創設後数年の同行の経営は好調とはいえなかった。同行は明治二八年一月、資本金を一〇〇万円に増資して

いるが、明治二九年、日清戦争後の財界反動に直面し、取引先の営業不振が同行の経営にも影響を及ぼし、最初の困難に当面しているが、伊藤忠兵衛らが整理の矢面に立って危機を回避している。同行はその後も営業好転せず、明治三十一年営業刷新のため日銀に援助を要請し、同行より専務取締役に島郁太郎を、また支配人に池田経三郎を迎えている。後年（昭和四年）の日銀調査局資料によれば、この点について、「日清戦争後一般財界ノ動搖ニ際会スルヤ当行（近江銀行、筆者注）取引先中打撃ヲ蒙レルモノ尠カラス從テ当行ノ業績面白カラス加フルニ経営者其人ヲ得サリシ爲メ遂ニ経営困難ノ状態ニ陥リシヲ以テ同三十一年本行ニ援助ヲ求ムルト同時ニ専務ニ島郁太郎、支配人ニ池田経三郎ノ両氏ヲ迎へ、行務刷新ヲ図リ整理ヲ進メタルカ、……」⁽³⁾の記述がみられる。注目されることは、近江銀行と日銀との関係がすでにこの時期より深められていたことである。なお前記の池田経三郎は、明治四四年より近江銀行頭取となり、大正一二年に至るまでその任にあつた人物である。

明治三三年から三四年にかけて、わが国経済は深刻な金融恐慌に直面することとなった。明治三三年一〇月、熊本市の第九銀行の支払い停止に端を發した金融恐慌は、九州地方に伝播し、翌三四年春には、大阪、京都、名古屋の諸都市に波及し、大阪市では三月から四月にかけて、北村銀行、七十九銀行、難波銀行などが相ついで休業し、同市内他行でも取付けが相つぎ、恐慌状態を呈することとなった。

当時近江銀行は、大阪市の本店の外、滋賀県下に愛知川支店及び同支店能登川出張所をおき、京都市にも支店を設置していた。三四年五月はじめ、県下の前記支店、出張所が取付けにあい、県下の他行でも同様の経過をみるることとなった。

近江銀行第一五期営業報告書（明治三四年上期）所収の「営業ノ景況」に次のような記載がみられる。

「本季ニ入り前途金融界ノ内部ニ潜伏シタル不穩ノ情況ハ既ニ九州其他ノ地方ニ其萌芽ヲ顯ハシ漸次京阪地方恐慌來ヲ呼フニ至リ二三銀行支払停止アリ動搖彌、甚シク風聲鶴唳^{かぜのこゝろ}玉石ヲ甄別^{けんべつ}スルノ遑ナク預金取付ナキノ銀行殆ト稀ナルノ有様ナ

リシ此ニ於テ各銀行ハ只管準備ニ努メ専ラ自衛ノ途ヲ執リタリ從テ商工業者資金ノ運転益々梗澁シ困難愈々其度ヲ高メ破綻頻々トシテ生シ經濟界ハ一大乱麻ノ状ヲ呈シ全然恐慌ノ實ヲ顯出セリ此際ニ処シテ当行ハ専ラ戒嚴慎重ヲ加ヘ甚シキ失体ヲ視サリシト雖モ一般有価証券價格ノ下落ト往年改革ノ際滯貨ニシテ猶ホ回収ノ見込ノアリトセシモノコノ恐慌ノ打擊ニ堪ヘス遂ニ破綻ヲ來タスニ至リタレハ本行ハ早晚其損害ヲ蒙ラサルヲ得ス熱々銀行ノ前途ヲ考フレハ断然之カ処分ヲ爲シ速ニ善後策ヲ立ツルヲ以テ最モ利益ナリト信シ債權ノ内回収不確實ト認ムルモノヲ損失ニ立テ巨額ノ繰越欠損ヲ見ルニ至リシナリ」⁽⁴⁾

近江銀行では金融恐慌下の三四年六月二二日、頭取小泉新助が死去し、七月二八日同行定時總會および臨時總會を開催、取締役並びに監査役の選挙を行ない、新たに取締役頭取に伊藤忠兵衛、専務取締役島郁太郎、取締役薩摩治兵衛、同瀬尾喜兵衛、同西田庄助、同阿部房次郎、監査役前川善三郎、同市田彌一郎らを選任している。(このうち日銀出身の島郁太郎は同年一〇月一日付で辞任している。)新しい経営陣にとつての課題は、前述のような経過による四〇万円に及ぶ前期繰越欠損金への対応であつた。九月二四日臨時總會を開き、資本金一〇〇万円を半額に減らし、資本金五〇万円のうち未払込分五万円は払込みを免除、払込済にかかる四五万円のうち四〇万円を前期の欠損を償却し、五万円を株主に払戻すこととしてゐる。不況下におけるかような対応は、近江銀行の経営にとつて容易ならざる重荷であつた。同行第一六期營業報告書(明治三四年下期)所収の「營業ノ景況」により当時の状況を記しておきたい。

「当春以来引続キ金融界劇甚ナル恐慌ヲ呈シタルノ後ヲ承ケテ本季ニ入り商工界ハ萎靡沈淪ヲ極メ我同業者モ亦タ嘗々自衛切ニ財界ノ狀況ニ注意シテ容易ニ其警戒ヲ解カズ其後對外貿易ハ稍ヤ好況ニ米穀豐穰ノ声ハ普フシテ經濟界或ハ漸次恢復ニ至ランカトノ望ナキニ非ザリシモ何分恐慌後ノ困弊未ダ癒ヘザルノミナラズ米価ノ下落其他諸般ノ關係ヨリ不景氣ノ声ハ全国ニ涉リ會々信用アルモノハ袖手シテ成行ヲ觀望シ其薄弱ナルモノハ彌縫ニ汲々タルノ有様ニシテ年末ニ至ルモ資

金ノ需要更ニ起ラズ從テ銀行ハ徒ニ遊金ヲ抱キテ放資ノ途ナク極メテ寂寞沈靜ノ裡ニ本期ヲ終レリ当行ハ此際ニ於テ改革ヲ行ヒ只管基礎ノ鞏固ト確実ナル業務ノ発達トヲ計リ大ニ其面目ヲ更ムルコトヲ得タルモ財界既ニ前述ノ如キ秋ニ際シ特ニ之ヲ斷行ス其十分ノ利益ヲ得ルコト能ハザリシハ又実ニ已ムヲ得サルコトニ屬ス然リト雖モ幸ニシテ茲ニ幾分ノ利益ヲ見ルコトヲ得タルハ当行ノ榮トスル所ニシテ今後一層銳意着実ニ商業機關タルノ本分ヲ盡シ以テ世ノ望ニ背カザラン事ヲ庶幾ス⁵⁾」

前述のような経緯を経て、三四年一二月末の決算においては、近江銀行はともかくも二万五八八四四一錢の純益金を計上することとなった。

近江銀行は明治三〇年代後半期以降、減資による不良貸の整理などを経て、業績も次第に安定することとなり、前述のように明治三四年下期に二万五八八四余にとどまった純益も、その後増大することとなり、明治四三年下期には、当期純益金として八万八七三九円余を計上している。

一方明治三〇年代末からの同行の歴史において注目されることは、この時期から積極的に小銀行を買収、合併し、数次に及ぶ増資を重ねてきたことである。明治期におけるわが国の銀行は、業態の不明確な零細小銀行が濫立し、明治二〇年代を通じてその数が急速に増加し、ピークをなす明治三四年には普通銀行のみで一、八六七行に達していた。しかしかような事態は銀行乱立のそしりを受けることとなり、政府もその弊害を重視し、明治二九年四月、「銀行合併法」を制定し、銀行合併政策が推進されることとなった。とくに前述の明治三三―三四年の恐慌は、地方小銀行の破綻を続出させ、これを契機に銀行の集中、合併が本格的に進められることとなった。

近江銀行は滋賀県下において、明治三八年一月長浜銀行を合併、翌三九年六月湖東銀行を買収、同年一〇月には日野銀行および大津銀行を買収し、その都度増資を行ない、明治三九年末には資本金二〇〇万円を有する有力銀行に成長してい

(第1表) 近江銀行第34期貸借対照表 (明治43年下期)

資 産	金 額	負 債	金 額
	円		円
貸付金及当座預金貸越	1,711,835.710	諸 預 り 金	13,060,586.260
割 引 手 形	10,902,696.090	仕 払 送 金 為 替 手 形	11,424.740
荷 付 為 替 手 形	200,439.510	他 店 ヲ リ 借	1,932,026.090
他 店 へ 貸	1,816,007.520	再 割 引 手 形	750,000.000
諸公債及大蔵省証券	1,198,023.250	既収割引料及未払利息	15,000.000
預 ケ 金	11,686.090	資 本 金	2,000,000.000
払込未済資本金	258,850.000	積 立 金	262,336.440
営業用地所建物什器	108,164.950	仕 払 未 済 割 賦 金	1,229.530
金 銀 在 高	1,935,278.030	前 期 繰 越 益 金	15,638.120
		当 期 純 益 金	88,739.970
合 計	18,142,981.150	合 計	18,142,981.150

近江銀行の軌跡

(出所) 近江銀行『第34期営業報告書』による。

(第2表) 滋賀県普通銀行主要勘定 (明治44年末)

銀 行	資 本 金	払 込 預 金	預 金	貸 出 金	有 価 証 券
	円	円	円	円	円
栗 太 銀 行	200,000	100,000	809,948	579,481	146,810
江 頭 農 産 銀 行	200,000	125,000	888,033	557,676	177,700
寺 庄 銀 行	100,000	60,000	297,801	311,275	21,850
甲 賀 銀 行	160,000	96,000	569,526	597,660	33,500
淡 海 下 田 銀 行	80,000	64,000	388,934	383,099	10,750
八 幡 銀 行	500,000	350,000	2,912,635	1,002,647	631,450
蒲 生 銀 行	75,000	60,000	256,379	173,006	6,000
百 三 十 三 銀 行	500,000	400,000	1,805,295	637,832	226,038
近 江 商 業 銀 行	500,000	312,500	1,498,900	772,952	69,900
二 十 一 銀 行	500,000	240,000	686,510	421,700	239,100
柏 原 銀 行	30,000	7,500	93,664	65,460	2,500
江 北 銀 行	140,000	87,500	345,287	368,060	59,425
伊 香 銀 行	160,000	100,000	72,620	155,133	9,220
高 島 銀 行	95,000	95,000	683,679	355,989	26,750

(出所) 滋賀県編『明治44年滋賀県統計全書』により作成。預金は公金および普通預金の年末残高、貸出金は貸付金および当座預金貸越の年末残高、有価証券は券面価額で示している。

る。この間明治三十六年七月伊藤忠兵衛が死去し、瀬尾喜兵衛が頭取となったが、明治四四年、さきに日銀より派遣され、支配人の地位にあつた池田経三郎が頭取に就任、以来積極的な経営方針を打出し、翌四五年五月、資本金を四〇〇万円に増資し、近畿、中国地方に支店、出張所を開設して預金の吸収につとめるとともに、この時期から全国にわたり為替取引先を開き、また手形ことに小額手形割引の利便をはかり、中小工商业者の金融機関としての地位を固めるに至っている。

第1表は明治四三年下期の同行の貸借対照表であるが、創設当時に比すると、預金は漸増して一、三〇〇万円に達し、貸出についても貸付金、当座貸越、割引手形を合わせて一二六一万円に増大するなど、営業全般にわたり改善がみられている。第2表は当時滋賀県に本店を有していた普通銀行の主要勘定を示すものであるが、明治末年当時、近江銀行はこれら県内諸銀行に比し、資本金その他において、かなり上回る内容をもつ銀行であつたことがうかがわれよう。

(1) 日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和編』第二四巻、昭和四四年、二六頁。

(2) 同右、二六頁。

(3) 同右、四一三頁。

(4) 近江銀行『第一期營業報告書』による。

(5) 近江銀行『第一期營業報告書』による。

三 第一次世界大戦中の動向

わが国経済は第一次世界大戦により飛躍的な発展をとげ、近江銀行の歴史に画期的な一時期をもたらすこととなった。しかし大正三年八月の大戦勃発後約一カ年間は、為替取引の杜絶やそれにもとづく輸出の減少などにより、前途に対する非観的観測が支配的であつた。近江銀行第四二期營業報告書（大正三年下期）は、当時の状況を次のように記している。

「当下半年ノ最初ニ於テ日本銀行金利ノ引上ゲアリ経済界ハ依然不振ノ状況ヲ維持セリ折柄欧洲ノ大戦乱勃発シテ各国

金利ノ暴騰經濟界ノ混乱ハ延テ我国政治經濟兩方面ニ甚大ノ打撃ヲ与ヘ米価ノ下落ト相俟チテ益人氣ヲ銷沈セシメ對外貿易ハ勿論内地商工業トモ一般ニ萎靡不振ヲ極メ時ニ破綻者ヲサヘ出スニ至リ金融ノ前途容易ニ樂觀ヲ許サザルモノアリシガ孰レモ一層ノ注意ヲ加ヘタルト爾來歐洲市場ノ秩序幾分恢復セラレタルトノ爲メ財界ハ漸次落付模様トナリ一時懸念セラレシ年末モ頗ル平穩ノ裡ニ経過シタリ⁽¹⁾

大正四年下期ごろより日本經濟は好況に転じ、やがて大戰景氣を謳歌する時期を迎えることとなった。鉱工業生産指數は、大正三年を一〇〇として、同五年には一七〇・四、終戦の同七年には三四二・九、翌八年にはさらに四八四・七へと上昇している。輸出の増大により国際収支は受取超過を示し、外貨保有量の増大がもたらされた。輸出増加と結びついた好況は、新しい投資機会を拡大し、国内においては設備投資の増大や商業活動の著しい發展がもたらされた。この間企業利潤の増大も著しく、主要各事業の戦前の利益率は、一割台から多くて三割台であったのが、大正五年ごろより目立って増加し、六、七年には高い利益率を示すこととなった。例えば大正七年下期の海運業の利益率は一九割をこえ、造船業で一四割、綿糸紡績業で一割を超える状況となつていた⁽²⁾。

近江銀行も大正四年下半期ごろから、預金、貸出とも著しく伸長し、同年東京市日本橋区堀留町に東京支店を開設、同六年資本金を一、〇〇〇万円に増加、翌七年には同じ江州系の東京銀行を合併して一、五〇〇万円に増資、関東地方での営業基盤を拡げることとなった。さらに大正九年に至り資本金を三、〇〇〇万円とし、関西有数の銀行として認められることとなったのである。大正六年、同行はシンジケート銀行団に加盟し、「内外国債引受ノ要務ニ当リ一方外国爲替業務ノ新設ト同時ニ信託業務ノ兼営ヲモ開始シ同業者間ニ漸次重キヲ爲ス⁽³⁾」に至っている。第一次大戰期における、東西シンジケート銀行の年末預金残高の推移をみると、とりわけ有力銀行の預金吸収の伸びが顕著であったが、近江銀行の場合も、第1表にみられるように、大正三年末の預金残高に比し、同八年末の預金残高は九倍近くの伸びを示し、シンジケート銀

(第1表) 近江銀行貸借対照表 (単位：千円)

年次	大正3年末	4年末	5年末	6年末	7年末	8年末
(資産)						
本資本	1,000	1,000	500	4,500	4,500	2,250
未済資本	18,722	30,430	43,603	57,516	104,759	149,102
貸出金	1,978	2,175	2,679	2,873	6,354	7,176
店ケ	577	430	1,215	4,828	3,066	2,423
預有	1,276	3,187	6,379	10,490	25,197	18,175
証劵	347	518	596	769	1,369	1,739
産金	3,546	5,795	9,769	19,732	31,906	35,854
他	90	—	18	623	1,811	5,058
合 計	27,539	43,536	64,762	101,334	178,965	221,781
(負債)						
本立預店人引手金	4,000	4,000	4,000	10,000	15,000	15,000
金借形	500	550	610	810	1,810	2,230
積預店人引手金	20,647	34,958	56,202	83,954	147,400	185,410
他借形	1,608	2,953	3,354	4,788	8,257	8,369
再割引手金	—	—	—	—	—	3,500
純益	545	840	—	—	—	—
其他	179	138	251	741	733	1,052
其	59	96	343	1,039	2,763	6,218
合 計	27,539	43,536	64,762	101,334	178,965	221,781

(出所) 日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和編』第24巻、415頁。

行中最高の伸びを実現していた。諸貸出金についても、その伸びは著しく、大正八年末に一億四、九一〇万円に達し、戦前の約八倍となり、其の他の諸勘定および収益状況についても、極めて順調な発展を実現していたのである。近江銀行が大戦中にかような拡大をなしたのには、同行が取引関係の多かつた業界、すなわち綿糸布を中心とする織維関係部門の、大戦中における空前の好況によるところが大きかった。例えば綿糸の部門においては、「四年下半年期より所謂大戦景気漸く勃興し、欧州品に代り東洋・南洋・印度其他各地へ輸出激増を来し供給不足を告ぐるに至り、翌五年以降内地一般景気の熱狂的上昇、機業の好況に伴い糸価暴騰し六年七月には四百七十円でふ取引所開始以来の最高記録を作り、我が紡績業は未曾有の活況を来し、各杜工場の拡張新設相ついで起り、空前の黄金時代を現出⁽⁴⁾」していた。近江銀行の歴史において、大戦期業績の伸張は活目すべきものがあつたが、それはまさに前述のような綿業部門の好況に依存するところが大きかった。大正七年一月、休戦条約が成立し、その後休戦に伴う景気の反動が懸念されたが、局部的な破綻露呈にとどまり、翌八年五、六月ごろから、終戦景気が台頭し、物価の高騰、商品市況の活況などをさきがけとして、急速に企業熱が高まり、戦時中にも例を見ないほどの盛況を呈することとなつた。

近江銀行第五二期営業報告書（大正八年下期）によれば、当時の状況が以下のよつに記されている。

「九月ヨリ十月ニ至リ物価未曾有ノ昂騰ハ米高生糸高ニヨル地方ノ好況ト相俟ツテ益投機熱ヲ煽リ株式商品両市場ニ於ケル取引ハ殷盛ヲ極メ事業会社ノ新設拡張亦拳ケテ数フヘカラス財界ハ空前ノ活況ヲ呈シタレハ資金ノ需要益旺盛ニ金融市場ハ頗ル繁忙ノ状ヲ呈シタリ⁽⁵⁾」

日銀は前述のような事態に対し、同年一〇月、十一月にわたり、両度公定歩合の引上げを行ない投機の抑制につとめたが、「企業熱ノ旺盛ト物価ノ昂騰トハ歳末決済取引ヲ彌カ上ニモ膨大セシメ市場ハ逐日繁忙ヲ呈シ兌換券発行高亦空前ノ巨額ニ上リ金利ハ一時稀有ノ高率ヲ唱フル⁽⁶⁾」状況となつていた。

近江銀行は大正八年下期にも好成绩を収め、純益金も大正七年下期に比し大幅の増加を示していた。八年下期の営業報告書によれば「此間ニ於テ銀行ハ常ニ万事ニ細心ノ注意ヲ払ヒ放資ノ選択ニハ最モ意ヲ用ヒタル所ニシテ当半期モ良好ノ成績ヲ収メ且其取扱高ニ於テモ著シキ進境ヲ示スコトヲ得タルハ至幸トスル所也」と記されている。

第一次大戦中の近江銀行にとって重要な意味を有していたのが、東京銀行の合併であった。同銀行は明治二九年二月、設立認可された銀行で、東京呉服木綿問屋組合の機関銀行として創設されており、株主のなかには薩摩治兵衛、前川太兵衛、小林吟右衛門ら多くの近江商人が名を連ねていた。明治四〇年から前川太兵衛が頭取となっていたが、大正七年七月近江銀行に合併されている。⁽⁸⁾この経緯について日銀資料は以下のように記している。「合併当時ハ綿糸布織物商前川商店主前川太兵衛ノ主宰セル資本金五百万円(三百五十万円払込)ノ二流銀行ナリシカ、大阪方面ニ於テ綿業界ニ独特ノ地盤ヲ開拓セル同行(近江銀行、筆者註)ハ、東京方面ヘノ進出ヲ画策シ大正七年東京銀行トノ合併談持上り、同年七月二十二日両行株主總會ニ於テ之ヲ決議シ、十月七日ヨリ従来ノ東京銀行ヲ近江銀行東京支店トシ、同時ニ東京銀行ノ深川、神田、本郷、小石川ノ各支店ヲ近江銀行支店トナシ、一切ノ営業ヲ引継営業スルコト、ナレルモノナリ。⁽⁹⁾」

東京銀行の吸収合併は、東京市ないし関東地方への進出をめざす池田頭取の積極的な采配によるところが大きかった。ただこの東京進出がやがて近銀破綻の一因となるのであるが、この点については後にふれたい。

(1) 近江銀行『第四二期営業報告書』による。

(2) 高橋亀吉『大正昭和財界變動史』(上巻)、東洋経済新報社、昭和三〇年、七六―七七頁参照。

(3) 日本銀行調査局編、前掲書、四一―三頁。

(4) 日本織物新聞社編『大日本織物二千六百年史』(下巻)、昭和一六年、五七頁。

(5) 近江銀行『第五二期営業報告書』による。

(6) (7) 同右。

(8) 東京銀行については、高橋久一「東京銀行と近江銀行の合併問題―小林吟右衛門商店金方を中心に―」(地方金融史研究会編『地方金融史研究』第

九号所収)を参照されたい。

(9) 日本銀行調査局編、前掲書、四一六頁。

四 大正九年の反動恐慌と日銀特融

大正九年三月、わが国経済は深刻な反動恐慌に直面することとなった。大戦中および戦後の好況期に銀行貸出が放漫に流れ、信用が過大の膨張をとげ、物価や株価の高騰が続いていたが、とくに大正八年一〇月ごろから翌九年三月はじめにかけて、投機思惑熱が激化し、輸入超過が激増することとなった。しかしかような動向に対し財界に警戒心が高まり、金融業者が貸出を急激に抑制することとなり、三月一五日に至り株式の大暴落をもたらすこととなった。ところでこの財界反動は、その後半年ほどの間に三次におよぶ反動を続発し、その影響は、株式、商品の定期市場をはじめ、殆んどあらゆる商品に及び、主要商品の市価の反落は五五%から七五%に達していた。

大正九年四月上旬以来金融市場も恐慌状態を呈することとなり、全国各地に銀行の取付、支払い停止が発生することとなった。四月以降七月に至る四カ月間において、預金取付を受けた銀行数は本店銀行六七行、支店銀行一〇二行、計一六九行に達し、うち休業を余儀なくされたもの二一行を数えるに至っている。

大正九年の反動恐慌により近江銀行もまた大きな影響を蒙ることとなった。前述のように、第一次大戦中における綿業をはじめ関係事業の急激な発展を背景に、近江銀行は預金、貸出ともに拡大を続け、また東京銀行の合併を機に、従来関西地方を基盤としていた取引範囲を、関東地方にも拡張することとなり、同行の発展は顕著であった。しかし反動を契機に、綿業を主体とする取引関係が大きな打撃を受けるに至り、やがてそれが近江銀行の経営にも影響を与えることとなった。

滋賀県下においては、同年五月上旬、大津市の近江貯金銀行が休業に追いこまれている。同行は明治二八年七月設立されておき、当時資本金五万円、大津市坂本町に本店をおき、高島郡下の大溝（現、高島町）、今津（現、今津町）、海津（現、マキノ町）、および堅田（現、大津市）などに支店をおく小銀行であった。『大津商工会議所沿革史』によれば、「本所は全国財界悪化の状態に鑑み、速かにこれが終結をはかり、事態の拡大を防止すべく、急遽同月十六日役員会及び理財部会を召集して其の対策を協議し、六月二日、同行重役・株主間の紛擾を調停するとともに、預金者の救済に着手し奔走努力を続けた。十月二十三日堀田滋賀県知事は関係代表者を召集して県の整理案を示し、これに基づいて同行の整理が進められることとなつて一応の解決を告げた⁽¹⁾」と述べられている。

県下に一層大きな影響を与えたのは近江銀行の動揺であつた。同行は「主要取引先タル綿糸布商、機業家等ノ痛手甚シカリシヲ以テ財界反動ニヨリ大打撃ヲ蒙リ其結果内情俄カニ悪化シ其創痍ハ遂ニ破綻ニ至ル迄回復セサリシ」⁽²⁾ほどの打撃を受けていた。大正九年以上期の同行『第五三期營業報告書』によれば、「此間ニ於テ當銀行ハ常ニ萬事ニ細心ノ注意ヲ払ヒ殊ニ放資ノ選択ニハ最モ意ヲ用ヒタル所ナリ然ルニ三、四月ノ頃財界動揺ト共ニ金融業者ニ対シテ往々惡説ヲ流布スルモノアリタルカ如クナレ共當銀行ハ毫モ損害ヲ蒙リタルモノナク相當ノ成績ヲ取メ得タルハ至幸トスル所ナリ」⁽³⁾と記されている。株主あるいはとくに預金者に不安動揺を与えることを極度に留意したための記述と思われるが、前記の報告書は実情を正確に伝えるものではなかつた。同行の経営不振が伝えられるや、五月上旬より預金の取付けが生じ、大津支店をはじめとして滋賀県下各支店に波及し、さらに大阪市内各店も取付けを蒙ることとなつた。『本邦財界動揺史』によれば「近江銀行ハ綿糸布業者ニ密接ナル關係ヲ有スル爲メ窮狀ニアリトノ説傳ヘラレ、大阪本店及各支店其預金ノ引出ヲ受ケ一時ハ頗ル苦境ニ陥リタルカ如キモ漸ク切替ケタリ」⁽⁴⁾と記されている。結局近江銀行は同年上期中に約六千万円の預金を失い、営業上重大な支障をきたすに至っている。

大正九年の反動恐慌における注目すべき動向は、これが対策として日本銀行による特別融通が本格的に展開されたことである。財界は三月の株式市場暴落に際し、直ちに政府に救済を要請したが、政府、日銀はともに慎重な態度をとっていた。当時の内閣は原敬内閣であり、蔵相は高橋是清であった。四月一四日三度目の株式暴落の当日、高橋蔵相は原首相とはかり財界救済に乗り出すこととし、同日日銀も救済を実施する旨声明、一六日には原首相が本格的な財界救済推進について言明している。

当時の日銀総裁は井上準之助であった。彼は四月二二日、全国手形交換所連合懇談会において、今次の反動の原因および今後の日銀の対応について述べている。彼によればこの反動は、「全体ニ亘リテ之ヲ考フルトキハ畢竟過去五箇年ニ亘レル戦時中ノ好景氣ノ反動」の結果である。「過去五箇年間ハ我国ニ於テ未曾有ノ好況ヲ呈シ其結果信用ノ異常ノ拡大投機思惑ノ隆盛等ヲ來シタルモノニシテ其反動トシテ現時ノ如キ經濟界ノ不圓滑ヲ來スコトアルハ殆ト避クヘカラサル自然ノ情勢ナルノミナラス、過去ニ於ケル好況時代ノ比較的長期ニ亘リシタケ之カ反動期モ長カルヘク又過去ニ於ケル財界膨脹ノ程度ノ甚大ナリシタケ之カ反動ノ程度モ亦從テ激甚ナルヘキヤニ考ヘラル、ナリ」とし、すでに財界の反動期に入っている以上、我々のとるべき途は「各其力ニ応シ分ニ隨テ一大整理ヲ斷行スルコト最モ肝要ナリ」と述べている。ついで救済に対する日銀の基本的態度を次のように表明する。「日本銀行ハ好景氣ニ於テハ投機思惑ヲ戒メ緊縮ノ態度ヲ勸説シ之ニ對シテ相當ノ處置ヲ採リタリ、而シテ尚今日ニ於テモ此日本銀行ノ態度ニ付テハ毛頭變更ナシ、然レトモ此反動期ハ財界最モ重大ノ時期ナレハ一步其處置ヲ誤ランカ財界各部ノ組織ヲ破壊シテ又再ヒ起ツコト能ハサル如キ状態ニ陥ラシムルコトナキニシモアラス、此等ニ對シテハ充分ノ注意ヲ拂フコト必要ト考フルナリ」とし、財界救済措置の必要を延べている。

吉野俊彦氏はこの時の日銀の特別融通について次のように記している。「日本銀行としては従来から財界に対して過度な思惑を警めてきた関係から、投機思惑の所産としての乱立企業の倒産は不可避であると考え、したがって經濟界の窮状を

一般的に救済することは努めて避けたが、銀行の預金支払準備の融通、あるいは、株式市場の解け合い資金の融通に加えて、大戦中に現実に販路が拡張されたといういちおう客観的に是認しうる理由によって生産力を拡張した企業に対する救済は行わざるをえないという方針を定め、必要と考える分野に、もちろん市中銀行を通じて、救済資金を放出した⁽⁹⁾と。

以下に述べるように、この大反動に際して行われた日銀の特別融通は、「結局において財界の救済措置を拡大する第一歩を築いた⁽¹⁰⁾」ものであり、日銀創設以来の商業金融を疎通するという基本的理念が放棄され、しばしば信用の膨張をもたらす原因となり、日銀の市場調整力を低下させる要因となったのである⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。

高橋亀吉『大正昭和財界変動史(上巻)』によれば、日銀が実施した財界救済措置は二つの面をもつものであったとしている。

「一つは一般金融を緩和する措置であつて、その主なる方策は、(イ)外国為替銀行の吸収せる巨額のコール資金を日銀が肩代りしたこと、(ロ)市銀の過度の貸出警戒に基づく信用梗塞を緩和する措置を講じたこと、(ハ)銀行の預金取付けに対し果敢の救済融資をして人心の安定を図つたことである⁽¹³⁾とし、さらに他の一面について、「九年財界反動に対する日銀の救済融資につきこの際注目すべき特色をなすものは、以上の如き一般的金融緩和対策に止まらず、進んで、個々の産業に対し特別融資を大規模に行つたことである。それは、過去の慣行を飛躍して今回はじめてとつた措置であり、また、九年財界救済融資の寧ろ根幹を成したものであつた⁽¹⁴⁾」と述べられている。

日銀による特別融資は第1表にみられるように、銀行支払準備金の融通、株式市場救済資金の融通などをはじめ、多くの分野にわたつていた。日銀の与えた特別融通承認額は表示のように合計三億八五二九万円に達しているが、実際融通額は二億四二四一万円(承認額の六一・九%)に上っている。なお融通資金の八四・六%は大正九年末までに返済され、翌一〇年四月末には銀行支払準備資金の一部を除きすべて回収されて⁽¹⁵⁾いる。

(第1表) 大正9年反動時の日銀特別融通状況 (単位：千円)

融通資金	融通承認額	実際融通額	残高	
			9年6月末	9年12月末
貿易準備金	35,000 (9.1)	21,300 (8.8)	12,300	0
銀行支店業務資金	108,143 (28.1)	85,326 (35.2)	34,980	22,491
臨時救済資金	5,000 (1.3)	5,000 (2.1)	5,000	0
商社市場救済資金	10,960 (2.8)	10,960 (4.5)	10,830	8,000
株式市場救済資金	81,000 (21.0)	70,622 (29.1)	20,957	0
綿糸製糸業資金	41,348 (10.7)	22,084 (9.1)	9,046	0
羊毛製糸業資金	26,360 (6.8)	3,580 (1.5)	3,580	0
蚕業資金	16,561 (4.3)	4,993 (2.1)	3,763	880
臨時糖業資金	10,000 (2.6)	6,000 (2.5)	—	6,000
砂糖業資金	2,000 (0.5)	120 (0.0)	120	0
機砂業資金	31,980 (8.3)	10,885 (4.5)	6,760	0
銅鉄業資金	8,400 (2.2)	1,539 (0.6)	1,539	0
合 計	385,292(100.0)	242,409(100.0)	108,875	37,371

(注) かつこ内は構成比(%)。
 (出所) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』(第3巻)14頁。

日銀が大正九年に取引先および取引先外銀行に対し、支払準備資金を供給するために実施した融資のうち、特別融通とみなすことのできるものは、承認ベースで当該銀行所要分七三一八万円、他行救済分三四九六万円、合計一億八一四万円とされていたが、実際融通額は八五三三万円であり、適用金利は日歩二銭七厘のものが多かった。これらの資金は合計三五行に供給されている。

前述のような近江銀行の取付けに際しても、日銀の特別融通がなされている。大正九年中に日銀から同行に対し、銀行支払準備資金として融通された金額は、承認額で一一九八万円、実際融通額は九八八万円、このうち一九八万円は第一合同銀行救済資金であり、これを除く七九〇万円が近江銀行に融通されているが、この資金は九年中に日銀に返済されている。

大正九年反動後日本経済は、前述のような財界救済の諸施策の推進などにより、比較的平穩に推移し、大正一〇年七月には投機的な中間景気の出現をみるほどであったが、大正一一年二月相場師石井定七の破綻をきっかけに、株式市場商品は反動がみられ、さらに同年一月下旬から一二月にかけて全国的に銀行取付け騒ぎが勃発した。この預金取付けはとくに関西地方と九州地方で激しく、日銀編『本邦財界動揺史』により、滋賀県下の状況をみると、「滋賀県下二於テモ大津市ヲ中心トシテ各行ニ預金ノ引出ヲ見タルヲ以テ江州同盟銀行十六行（江州銀行ヲ除ク）ハ本行京都支店ノ諒解ヲ求メ二十三日大津市ニ会シ一朝有事ニ際セハ各行協助スルノ件ヲ協議シ之ヲ世上ニ公表セシカハ人心鎮靜シ不祥事ヲ見スシテ止ミタリ」⁽¹⁶⁾とされている。近江銀行『第五八期營業報告書』（大正一一年下期）によれば、「偶々十一月下旬當地某銀行ノ破綻ヲ動機トシテ其波動各地ニ及ビ財界ノ情勢一時頗ル險惡ニ趣キ年末兌換券発行高モ未曾有ノ巨額ニ上リタリシガ幸ニ中央銀行其他金融業者ノ機宜ニ適シタル措置ニ依リ幾クモナク平穩ニ帰シ警戒裡ニ無事越年シタリ」⁽¹⁷⁾と記されているが、日銀資料には「十一年十一月石井定七商店破綻ノ際ニハ当行モ相当引懸リヲ生シタルヤニ噂セラレタルモ、其数字明カナ

ラズ、只同事件ノ余波ヲ受ケ、銀行界ニ不安ノ念漲リ、目先年末ヲ控エシ折柄万一ノ準備モアルヘク同期末借入金八百五十万円ヲ算シタリ⁽¹⁸⁾との記録も残されており、近江銀行の内情は芳しからず、預金者に対する信用維持のために汲汲としている状況がうかがわれる。

大正一二年一月一八日、長期にわたり頭取として近江銀行の経営に当たってきた池田経三郎が亡くなり、同行重役会は後継頭取の選出に難渋することとなった。一月末以来同行重役らは再三にわたり上京、日銀に後任頭取の斡旋を依頼、総裁井上準之助、副総裁木村清四郎らに懇請するところがあつたが適任者が得られなかつた。⁽¹⁹⁾近江銀行には前頭取池田経三郎の外、日銀から派遣された役員が就任していたが、同行の内情についてとかくの風評が流布されており、日銀でも人選に苦慮したものと思われる。そして何よりも同行の役員のなから、あえて火中の栗を拾おうとする人物が出てこなかつたことが、最大の問題であつたといえよう。この間日銀の指示により同行に関する調査が行われ、大正一一年末現在の調査書がまとめられている。この結果、「固定貸付が意外に多く、回収の困難なるもの約千二百萬圓を計上し、營業振^ぶの放漫^だつたこと、支店検査の不十分だつたこと、頭取専制の傾きが濃厚だつたことなどが遺憾なく暴露される⁽²⁰⁾」こととなつた。その後近銀では有力銀行との合併案がうかび、日銀総裁らの斡旋で住友銀行との合併が策されたが、結局この話は不調に終つた。同年上半期株主總會が切迫したため、七月二〇日取締役会の互選により、取締役下郷傳平が頭取に就任した。他の役員には、常務取締役須田鏡造、同朝倉茂次郎、取締役西田庄助、同阿部房次郎、同伊藤忠三、同大原孫三郎、監査役北川與平、同阿部市太郎らが選任されていた。

(1) 西川小三郎編『大津商工会議所沿革史』昭和一八年、四一九頁。

(2) 日本銀行調査局編、前掲書、四一三頁。

(3) 近江銀行『第五三期營業報告書』による。

(4) 日本銀行調査局『世界戦争終了後ニ於ケル本邦財界動搖史』（日本銀行調査局編『日本金融史資料・明治大正編』(第二二卷)所収)五三七頁。

- (5) (6) 同右、五九九頁。
 (7) (8) 同右、六〇〇頁。
 (9) 吉野俊彦『歴代日本銀行總裁論—日本金融政策史の研究—』毎日新聞社、昭和五十一年、一三七頁。
 (10) (11) 同右。
 (12) 大正九年の反動恐慌時に日銀理事として、財界の動揺防止につとめ、のちに總裁となった深井英五は、その著『回顧七十年』（岩波書店、昭和十六年刊）において当時の日銀の救済融資にふれ、これが契機となり、日銀が救済銀行化するに至った点を批評し、暗に当時の總裁井上準之助の専断を非難している。
 (13) (14) 高橋亀吉『大正昭和財界變動史（上巻）』、東洋経済新報社、昭和二十九年、三〇三頁。
 (15) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』（第三巻、一四頁）。
 (16) 日本銀行調査局編『日本金融史資料・明治大正編』（第二二巻）七〇九頁。
 (17) 近江銀行『第五八期営業報告書』による。
 (18) 日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和編』（第二四巻）四一九頁。
 (19) 熊川千代喜『阿部房次郎傳』、阿部房次郎傳編纂事務所、昭和一五年、二八二―二八三頁参照。
 (20) 同右、二八三頁。

五 震災と政府の施策

大正十二年（一九二三）九月一日発生した関東大震災も、不況に沈淪する日本経済に追い討ちをかける重大事であった。近江銀行は震災により、東京支店、深川支店、神田支店などの店舗を焼失し、また取引先である関東地方の織維関係業者も、大きな打撃を蒙ることとなった。当時の県下の雑誌は江州関係業者の被害の一端を次のように記している。

「今次未曾有の東京・横浜の震災に罹った我江州人の総数人員は、合計三万人の見込である。而も東京の江州村の親があつた日本橋・京橋両区の呉服問屋は、脆くも悉く災禍に遇い、中にも丸辨市田商店、かね小塚本商店、近與西村商事などの一流筋は、冬物着荷揃い正に大売出しを開始せんとする間際であつたから、何れも三、五百万円余りの商品を一瞬に

烏有に帰せしめたのを筆頭に、伴伝^{ばんでん}・西川・高橋・小杉・丸永其他の巨商も全部焼き尽したが、此の損害概算二億五〇〇万円、東京全損害五十億円の二十分の一に相当するとは大きい⁽¹⁾。」

近江銀行の痛手も大きく、日銀調査局の記録は同行の状況について以下のように述べている。

「東京方面ニ在テハ当行東京支店ノ主要取引先タル綿糸商、織維商等何レモ手持商品ノ焼失、売掛代金ノ取立不能ヨリ、深キ打撃ヲ蒙リ、又深川支店ノ主タル取引先材木商ハ殆ント全滅ノ悲運ニ遭遇シタレハ当行ハ此等方面ヘノ固定貸多額ニ上リシ一方預金ノ非常払出相当多額ニ達シ更ニ大阪本店ニ於ケル取引先中東京ニ支店ヲ有スルモノ尠カラサリシコト、テ曩ニ大正九年財界反動ノ創痕尙未タ癒エサル当行力震災ノ打撃ニ因リ遂ニ死命ヲ制セラレタルハ疑ヲ容レサル所ナリ⁽²⁾」

震災前の大正一二年上期末(六月末)現在の近江銀行の預金現在高は、一億六〇一三万五〇〇円であつたが、震災後の下期末(二月末)には預金現在高は一億三三二五万六四六五円、一六八七万四角の減少となり、「過去両三年間ニ吸収セシ預金ヲ全部失ヒ大正九年財界反動後ノ数字ニ再帰⁽³⁾」し、一方「諸貸出金」については、一二年上期末の貸出残高一億三七八万九千二百三十六円から下期末には一億一四〇八万五千三百三十二円となり、二三八〇万六千四百〇四円の減少となつてゐる。なお同行の内情について前記の日銀記録は「貸出ハ新規融通ヲ警戒シ、担保品ノ処分其他極力回収ニ努メタル結果同半期間二千三百万円ヲ収縮セシモ其外数字ニ表ハレサル貸出内容ノ悪化セシモノ巨額ニ上ルモノト想像セラレタリ。サレハ自然手許金繰ノ窮乏ヲ切抜ケンカ爲メ同期中コールマネー取入高五千八百七十五万円ノ巨額ニ上リ期末ニハ借入金約二百万円ヲ増シ現金約四百万円ノ減少ヲ示セリ⁽⁴⁾」と記してゐる。

関東大震災による混乱に対処するため、政府は応急的諸措置を実施したが、とくに金融界への対応として、九月七日緊急勅令で支払延期令を公布して金融機能の回復をはかり、九月末に同令を撤廃するに当り、九月二七日震災手形割引損失補償令を勅令として公布施行することとなつた。この勅令は震災により大きな損害を受けた商工業者等を債務者とする手

形で、一般銀行が割引いたものを、日銀が非常措置として再割引し、日銀が再割引によって損失を蒙るような場合には、政府が一億円を限度として補償しようとするものであった。震災手形割引損失補償令により日銀が再割引を行うことになった手形は、以下の四つに大別された。

(一)大正二年九月一日以前に銀行が割引した手形であつて、①震災地(東京・神奈川・埼玉・千葉・静岡各府県)を支払地とするもの、②震災当時震災地に営業所を有した者の振り出した手形、もしくは支払人とする手形。

(二)上記(一)の手形の書換え手形。

(三)①(一)・(二)の手形を担保として銀行が振り出した手形、③震災地に営業所を有する銀行が他の銀行に対し大正二年九月一日以前に発行した預金証書もしくはコール・ローンの証書を担保として銀行が振り出した手形。

(四)以上(一)・(二)・(三)の手形で日本銀行が再割引したものの書換え手形。⁽⁵⁾

勅令所定の再割最終期限の大正一三年三月末までに、日銀で再割引された震災手形は四億三千万円余に達し、割引依頼銀行数は一〇五行(日銀の本店と支店の双方で割引した銀行を一行として計算すると九六行)となっている。第1表は震災手形割引依頼銀行別割引高を示すものであるが、割引高一〇〇万円以上の銀行三七行について行名を示している。割引高では台湾銀行が総額の二六・七%を占めて圧倒的に大きく、以下藤本ビルブローカー、朝鮮、安田、村井、十五、川崎、近江等の順位となっており、台銀、朝銀兩特別銀行で総額の三五・二%、また表示の上位一〇行で総額の七割強を占めるなど、震災手形が少数の銀行に偏在していたことがうかがわれる。⁽⁶⁾

近江銀行が日銀から融通を受けた震災手形の総額は、一三四二万四〇〇〇円であつたが、翌一三年一月末には所持高九五六万四〇〇〇円となり、約四〇〇万円の決済を見ている。しかしその後決済停頓し、大正一五年末にはなお九三二万九〇〇〇円を存していた。

(第1表) 震災手形割引依頼銀行別割引高 (単位:千円)

銀行名	割引高	構成比	銀行名	割引高	構成比
朝 鮮	37,214	8.6	* 永 楽	4,050	1.0
安 田	35,987	8.4	阿波商業	2,850	0.7
村 井	25,000	5.8	神 戸 岡	2,711	0.6
十 五	20,430	4.7	* 辛 酉	2,393	0.6
川 崎	20,074	4.7	古 河	2,288	0.5
近 江	19,373	4.5	武 州	2,100	0.5
早川ビル ブローカー	13,424	3.1	日 本 信 託 行	2,000	0.5
豊 国	12,625	2.9	六 十 九	1,593	0.4
* 柳田ビル ブローカー	10,724	2.5	* 京 和	1,493	0.3
第 二	9,920	2.3	足 利	1,405	0.3
左 右 田	9,299	2.2	長 岡	1,154	0.3
第 百	8,018	1.9	横 浜 興 信	1,152	0.3
東 京 渡 辺	7,926	1.8	* 日 比 谷	1,130	0.3
東 海	7,519	1.7	* 関 東	1,103	0.3
若 尾	7,376	1.7	遠 州	1,070	0.2
第 十 九	5,734	1.3	横 浜 若 尾	1,015	0.2
中 井	5,492	1.3	小 計	414,854	96.3
八 十 四	4,955	1.2	その他59行	15,962	3.7
	4,591	1.1	合 計	430,816	100.0

(注) 1. *印は取引先外銀行を示す。ただし、横浜興信銀行は取引先として扱った。

2. 構成比は%。

(出所) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』(第3巻), 94頁。

- (1) 『近江と人』(大正一二年二月号)
- (2)(3) 日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和編』(第二四卷) 四一九頁。
- (4) 同右、四一九―四二〇ページ。
- (5) 日本銀行百年史編纂委員会編、前掲書、五九―六〇頁参照。
- (6) 同右、九五頁参照。

六 近江銀行の整理と日銀の援助

大正一三年に入っても財界なお常態に復さず、近江銀行の経営も依然としておもしろからず、同行に対する不安の念が世上に高まり、預金の引出しが続いていた。同年三月一七日下郷傳平頭取が辞任し、さらに大株主の所有株売却、同行株価の下落など不安材料が重なり、同行に対する疑惑の念が愈々加わることとなった。大正一三年上期中に同行は約三、四〇〇万円の預金を失い、休業の外なき窮地に追い込まれるに至り、同行幹部は日銀に援助を依頼するとともに、事業の根本的整理を断行することとなった。同行の大正一三年上期の『第六一期営業報告書』は、この点について次のように記している。

「此間ニ於テ當行ハ出來得ル限リ慎重事ニ從ヒタレドモ先ニ發表セル通り大正九年財界ノ大變動ニ次グニ昨年ノ大震災ノ大打撃ヲ受ケテ巨額ノ欠損ヲ生ジ商法ノ規定ニ基キ當期定時株主總會ニ之ヲ報告シテ根本的整理ヲ断行スルノ止ムヲ得ザル場合ニ立チ至リタルハ時勢及天災ニ因由スルモノナリトハ云ヘ當局一同ノ深ク遺憾トスル処ナリ。幸ニ日本銀行ノ好意アル諒解ト徹底的援助ヲ與ヘラル、コトノ快諾ヲ得タルヲ以テ茲ニ各位ノ贊同ヲ得整理ヲ断行シテ更始一新内容ノ充實ヲ計リ將來倍舊ノ發展ヲ期セントス」⁽¹⁾

同年六月一七日、日本銀行国庫局長保井猶造が近江銀行相談役に就任、さらに七月二六日定時株主總會において同行頭

(第1表) 近江銀行に対する日銀融通額(単位：千円)

年次	本店	大阪支店	京都支店	合計	決算報告記載ノ借入金再割引手形
大正12年12月末	600	4,850	1,094	6,544	9,985
13年6月末	957	29,986	302	31,245	39,518
13年12月末	619	21,271	1,272	23,162	26,772
14年6月末	100	17,000	0	17,100	17,100
14年12月末	0	24,504	0	24,504	27,607
15年6月末	5,000	15,000	0	20,000	24,200
昭和元年12月末	13,300	19,567	1,141	34,009	22,009
2年1月末	10,935	21,000	0	31,935	
2年2月末	9,900	23,600	0	33,500	
2年3月末	14,950	26,473	1,208	42,632	
2年4月18日	16,611	35,061	1,351	53,023	

(出所) 日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和篇』第24巻, 424頁。

取となっている。これに先立つ六月一日、日銀は近銀援助の意を固め、保井を頭取候補者に推すとともに、同行に対し二、〇〇〇万円(利率年六分)の特別融通を行ない極力援助を与える意向のあることを公表した。東京日々新聞(六月一七日号)は日銀発表として次のように伝えている。

「近江銀行は昨年頭取池田経三郎氏の没後適当の後援者を得て業務の刷新を計るの希望があつたが直に其の運びに至らなかつたので取敢ず従来の重役中より下郷傳平氏頭取に就任して其の経営に当ると同時に後任者を物色し日本銀行に向つても其の後任者の推薦を依頼していたが今回同行はその需めに応じて国庫局長保井猶造氏を割愛する事となつた同氏は曾て大阪支店調査役及門司支店長として在勤し営業上の経験に富み且大阪地方の事情にも通じている人にて直ちに相談役として近江銀行の業務に携はり来るべき株主總會に於て取締役に選ばれたる上頭取に挙げらるゝ筈である。従来取締役及監査役一同は今後一層結束を固くして新頭取と共に業務の発展に努力する申合せを為し日本銀行に於いても極力これが援助をなす」と。

前述のように近江銀行は大震災の後、日銀より特別融通を受けており、大正一二年末現在融資残高は六五四万余円となつていたが、今回の大整理に際しさらに特別融通に依存することとなつた。第1表は同行が金融恐慌により休業するまでの日銀融資の経過を示すものである。大正一三年上期から急速に日銀依

存を高めていることがうかがわれる。

前述のような日銀による援助をバックに、新頭取のもとで近江銀行は整理を断行することとなった。同行では大正一二年末現在、滞貨と目すべき金額が三五八二万余円にも達していたが、これを全額欠損として切捨て整理することは不可能であったので、前記滞貨中回収遅延額および回収不能額の合計一六四三万余円を以ておおよその欠損額とし、日銀の諒承のもとに整理を進めている。第2表および第3表に示される、当時の損益計算書によりながら、整理の状況をみておきたい。第2表の損失のうち諸貸金銷却一七〇八万余円は、いわゆる固定貸の銷却であり、その補填財源として、積立金より五二七万円、所有有価証券や所有不動産の評価額改訂により一四四万余円を捻出、重役より一一〇万円抛出、これに前期繰越金二二万余円を加え、合計八〇三万余円を得たが、前記固定貸の外、上期中に営業損金三三万余円があり、結局繰欠損額は一七四二万余円となり、右にあげた補填財源を充当してもなお九三八万余円の不足が生ずる。これを当期純損金として次期に繰越し、一三年下期決算において、資本金を半減して補填することとした。同行の公称資本金三、〇〇〇万円、払込済一、八七五万円であったが、これを半減してそれぞれ一五〇〇万円、九三七万五〇〇円とし、後者を資本減少額繰入として整理に充てられている。当時取締役として在任していた阿部房次郎は、この間の経過について次のように述べている。

「顧みれば十二年二月以後約一ヶ年半、頭取の後任、合併、暫定頭取、大震災、副頭取公表、整理問題および総会の承認を得るに至るまで、人知れざる苦心は生来初めての難関に逢着し、其間重役中にも議を異にする人あり一層困難を増し、寢食を忘れ痛心の事夥し、只一片耿耿の誠意は漸く酬ひられ整理の緒に着き稍安堵せり」と。⁽³⁾

反動恐慌以後同行の業績が不振に陥り、前述のような大整理を行わざるをえなかったのには、もとよりそれなりの原因があげられよう。まずあげうることは、第一次大戦期の好況期に、同行は貸出に積極的な方針を採用してきたが、綿業界

(第2表) 大正13年上期損益計算書(単位:円)

利 益	金 額	損 失	金 額
利 益	3,357,032	利 益	7,177,764
割 引 料	3,365,333	割 引 料	103,203
手 数 料	134,207	手 数 料	24,203
有 価 証 券 利 息	888,548	諸 貸 金 銷 却	17,084,165
株 式 配 当 金	3,625	税 金	195,756
有 価 証 券 償 還 益	4,028	給 料 及 手 当	362,972
雑 益	10,914	旅 費	9,125
営 業 用 土 地 建 物	1,199,875	営 業 費	223,972
価 額 改 訂 益			
有 価 証 券 価 額 改 訂 益	242,485	営 繕 費	4,441
重 役 出 損 費	1,100,000		
法 定 準 備 金 戻 入	4,070,000		
配 当 平 均 準 備 金 戻 入	1,200,000		
前 期 繰 越 金	222,079		
当 期 純 損 金	9,387,476		
合 計	25,185,605	合 計	25,185,605

(出所) 近江銀行『第61期営業報告書』による。円以下切捨て表示している。

(第3表) 大正13年下期損益計算書(単位:円)

利 益	金 額	損 失	金 額
利 息	3,241,683	利 息	6,304,336
割 引 料	3,360,074	割 引 料	184,160
手 数 料	80,427	手 数 料	8,410
有 価 証 券 利 息	1,000,593	有 価 証 券 価 額 銷 却	86,738
株 式 配 当 金	625	税 金	189,692
有 価 証 券 償 還 益	48,135	給 料 手 当 及 旅 費	374,809
雑 益	165	営 業 費 ・ 営 繕 費	252,815
有 価 証 券 価 額 改 訂 益	85,558	雑 損	532
資 本 減 少 額 繰 入	9,375,000	前 期 繰 越 損 金	9,387,476
		当 期 純 益 金	403,289
合 計	17,192,263	合 計	17,192,263

(出所) 近江銀行『第62期営業報告書』による。円以下切捨て表示している。

の投機思惑などと相まって、貸出が放漫に流れ、それが反動恐慌に際し貸出の固定化を招き、やがて大整理を余儀なくせしめる要因となったことである。「当行ハ綿業関係ノ機関銀行タルコトヲ其特色トセシヲ以テ」⁽⁴⁾と評されるように、近江銀行は綿業関係との関係が深く、銀行役員の数多くも紡績や綿糸布関係の事業会社の役員であった。かような傾向は自ら資金運用において、特定業界、特定企業との結びつきを深めることとなった。とくに反動恐慌以後の景気の後退、不況に臨み、不良貸が整理されざるのみか、得意先企業の倒産を防ぐためにさらに追い貸しを行ない、やがて巨額の貸出しの固定化を招いたことが、同行の経営危機を招く大きな原因となっていた。

反動恐慌以後の同行の経営にとってマイナスとなった他の要因は、頭取池田経三郎によって推進された東京銀行の合併であった。近江銀行は大正七年同行を合併し、本店および深川、神田、本郷、小石川の各支店をそれぞれ近江銀行支店とし、一切の業務を引継ぎ営業するに至ったのであるが、この合併がやがて同行にとってつまずきの一因となったのである。これについて『エコノミスト』（大正十三年八月一日号）は、「近江銀行の整理」と題する一文で次のように述べている。

「豫ねてより世間疑惧の的となりつゝ、ありし近江銀行は、遂に大整理を發表した。特に其の整理の勇らしきに至つては、僕の密かに稱揚する所であるが、シカモ其内情を見るにおいて、能くも斯の如き欠陥を、今まで彌縫しつゝ、あつたものかなど驚かしむる。

同行失脚の主因は、何といつても東京銀行の併合にある。若し此の併合さへなかりしならば、大阪方面における貸出固定の如き、決して憂ふるに足らぬのであつた。

是において僕の切に感ずる所は事業の合同である。我が国の合同なるものは、好成绩を収むるもの、合同でなくして、破綻に瀕せんとするものか、虚欺瞞着を以て賣り付けるにある。而して信用調査の機関に乏しき常として、佞弁利口のものも多く正真漢を欺き、以て自己の損害を他人に嫁するを以て手腕ありと称せらるゝ。

近江銀行の前頭取池田経三郎氏は此點において善人であつた。善人であつたが爲めに遂に欺かれた。固より調査疎漏の譏を免れ難いが、其欺かれた丈け善人たるを證する。併し善人であつても、之が不始末の失態を償ふ譯に行かぬ。

僕は切に世人に勧むる。事業の合同は斯界整理の要諦であるが、併し合同其者は直ちに事業界の整理を意味せぬ。強きものは切に世人に勧むる。事業の合同は斯界整理の要諦であるが、併し合同其者は直ちに事業界の整理を意味せぬ。強きもの同志の合併は喜ぶべきであるが、弱きもの同志の結合、若くは弱きもの、⁽⁵⁾合併は避けねばならぬ」と。

東京銀行はすでに合併前に業績不振をきたしていたが、とくに合併後の大震災により前記支店が焼失したり、あるいは前記支店の貸付先が大きな打撃を受け、ために近江銀行の貸出の固定化がさらに増大せしめられ、破綻を招く一因となつたのである。

さらに近江銀行の経営不振を招いた要因として、同行を設立し、維持せしめてきた役員らの中に、銀行経営者としての適材を見出しえなかつたことがあげられよう。すでに指摘してきたように、近江銀行は本来近江商人の銀行として設立され、明治時代から、役員には在阪の近江商人出身の事業家が名を連ねてきた。しかし近江銀行は、すでに明治三〇年代はじめから日銀による資金面の援助と同時に、人事の面においても同行からのテコ入れをえてきたのである。明治四四年以来日銀出身の池田経三郎が頭取として経営の実権を握り、大正一二年死去するまで、その独裁的な経営は、一面近江銀行の發展に寄与しつつも、他面において人材の育成という面で問題を残し、とりわけ日銀依存の体質が、同行役員らの間に自立の精神を欠落せしめ、同行の経営不振を招く一因を作つていた。すでに述べておいたように、大正一二年一月、池田経三郎没後頭取を引き受ける者なく、後任頭取の斡旋を日銀に乞うといった事態が続き、漸く従来の役員中より下郷傳平が頭取に選任されているが、大正九年の反動恐慌後、すでに傾きかかつてきた近江銀行を、支えるだけの気力と責任感とを符合せず、同頭取に対する当時の世評はかんばしいものではなかつた。例えば『エコノミスト』(大正一三年九月一五日号)によれば、「池田頭取の後を継いだ下郷傳平君、どうした事か銀行に姿を見せるを嫌ふのみでなく世間へ出て不

用意に如何にも同行内部の焦げ燻りに堪へ兼ねている様な顔を見せたので、感の早い世人はこれをテッキリ近銀内部が噂通り大分焦げ燻って居るからだ、と見て取る事となった。慥かに下郷君の此不謹慎も先達の近江銀行動揺の端緒を開いたと云える」と記されている。また『阿部房次郎傳』には、一三年の近銀整理について行内課長クラスの中堅幹部らの不満が大きく、同行の特長をよく理解している役員中より頭取をえらび、自立をはかるべきであるのに、「中央にのみ縋らんとする下郷頭取以下の意見が勝を占めて遂に日銀から保井猶造頭取を迎えなければならなかった」経過が語られている。前述のような下郷頭取に対する批評が正鵠を射たものであるか否かは、資料の不足などにより、にわかに断じ難い。当時役員の中には阿部房次郎のような人物も存在したが、同人は大正一〇年一月以来東洋紡の副社長に就任(同一年六月社長就任)しており、業務の多忙などで、近銀の経営に専念することは不可能であった。要するに近江銀行の役員中に、とくに同行生えぬきの幹部の中に、近江銀行の建て直しをはかるだけの人材を欠いていたことは事実であろう。

前述のように近江銀行では保井猶造が頭取に就任し、同行の整理を断行することとなった。大正一三年近江銀行の整理は同頭取の実直な人柄と相まって一般に好感をもって迎えられていた。『エコノミスト』(大正一三年九月一五日号)に次のような記事が見られる。

「近江銀行の整理公表は極めて正直な告白であつて、其間に一芥の疚しき汚物を止めず、綺麗薩張りと掃除をした點に世人の同情を惹いた。

資本半減の銀行整理は、記者の記憶によると北濱銀行の次に此の近銀となった譯で、世間に餘り類のない整理策である。其の整理策は世人の同情を惹くと惹かぬとに拘はらず、大阪金融界の一流を以て誇れる同行にして、斯くも惨憺たる失脚に陥るといふは定めて痛恨の次第と思ふ。

近江銀行の此の正直なる告白は恐くは正直なる保井新頭取の方寸より出たのであるまいか。

保井君は人も知る日本銀行子飼の人で半生の経歴は銀行でありシカモ其人となりは丸で誠実を打て固めたやうな人だ。難波橋の上で轉がると橋の方が痛いといふ位堅きが上にも堅い人でシカモ其中に多少の禪味を有し人生觀に對しては中々面白い意見を持つて居る。

失敗後の近銀頭取として斯の如き人は、最も適當必要であつて、何人の斡旋か知らぬが能く保井君を知るものと謂ひ得る。⁽⁸⁾

大正一三年の近江銀行の整理と陣容の立直しは、一時的ではあつたが同行経営上好結果をもたらしている。大正一三年下半年より金融市場は緩和基調をたどり、銀行の業績は芳しからず、東西主要銀行の多くが業績不振に陥つていた。一四年下期の決算において、一三年下期に比して純益をあげえた銀行は、村井、明治、近江の三行のみで、他行はいずれも純益の減少、積立金の減少となつていた。⁽⁹⁾

大正一三年の整理は近江銀行にとつてかなりの決断を要したものであつたが、しかしその整理になお徹底を欠き、不良貸付の削減に効果をあげることができなかった。すなわち整理当時同行の貸出は九千万円台に減少していたが、大正一四年下期末には再び一億二七〇〇万円に増大し、しかも固定的な貸出がその主要部分を占めていた。このため同行は資金繰りが困難となり、前掲第1表にみられるように、その後も日銀への依存を強めているのである。⁽¹⁰⁾ 表示のように、日銀からの融通額は、昭和元年末以降毎月末三千万円を超え、昭和二年三月末には四千万円台に達し、金融恐慌による休業当日の四月一八日には五千三百万円に及んでいたのである。

(1) 近江銀行『第六一期營業報告書』による。

(2) 熊川千代喜、前掲書、二八七―二八八頁。

(3) 同右、二九〇頁。

(4) 日本銀行調査局編、前掲書、四二〇頁。

- (5) 『エコノミスト』(大正一三年八月一日号)
- (6) 『エコノミスト』(大正一三年九月一五日号)
- (7) 熊川千代著、前掲書、二九一頁。
- (8) 『エコノミスト』(大正一三年九月一五日号)
- (9) 『エコノミスト』(大正一五年三月一日号)
- (10) 『エコノミスト』(大正一二年五月一五日号)

次のように批判している。「銀行界の困憊と整理の必要」と題する社説において、当時の銀行の整理に対する態度について

「彼等は其缺損を明にし、其資産を減じ、其配当を低くするにおいて、世間の信用を害し、取付騒ぎを演出するを恐るゝものらしい。而して虚偽の貸借対照表を作製し、徒らに数字を高くして以て世の信用を得るの所以と解し、虚偽と信用とは何れの場合においても両立せぬものたるを知らぬ。故に彼等は自ら事業界整理の原動力を以て任ずるの勇氣がなく、其債務者に忠告し、助言し、之を刺戟し、之を警醒して、其固定貸付の回収を図らんとするのでもなく、更に自ら其資産を以て缺損を整理するのでもない。萍の風のまにまに自然の帰趨に頼らんとするのである。思ふに米國経済界の回復は実に銀行界の自発的整理に原因した。吾等は我國銀行界の意気地なきを悲しむと共に、亦大蔵省や日本銀行が、単に銀行合同を以て能事たりとし、絶えて此根本問題に向つて其力を注がざるの無識見を憐れまねばならぬ」と。

七 昭和金融恐慌と近江銀行の破綻

日本経済は大正九年以来景氣の好転をみず、苦境に呻吟してきたが、八年目の昭和二年に至り空前の金融恐慌に直面することとなった。周知のように、昭和二年一月以来議會において、震災手形損失補償公債法案および震災手形善後処理法案の審議が行われてきたが、この過程で三月一日、蔵相片岡直温の行なつた説明の中に、東京渡辺銀行が破綻した旨を語つた失言があり、これを契機に人心著しく動揺し、各地の銀行が預金取付けにあい、相ついで休業し、三月半ばより四月末までの約一カ月半の期間にわたり深刻な金融恐慌を引き起すこととなつたのである。

政府は大正九年の反動恐慌以後、財界救済に幾多の手段をこうじてきた。既述のように日銀による特別融資あるいは大蔵省預金部資金の放出による特定企業の救済など、数次にわたり実施されてきた。関東大震災後の日銀による震災地関係

の手形の再割引なども、銀行の救済としての意味を多分にもつものであった。震災手形の回収状態は、日銀による特別融通期限の再度の延長にもかかわらず不良であり、第1表にみられるように、昭和元年（大正一五年）末現在の未決済手形高は二億六八〇万円に達していた。表示のようにこのうち特別銀行であった台湾銀行所有分が最も多く、しかもその大部分が鈴木商店関係のものであった。震災手形の整理は大正末年以来大きな問題となってきたが、台銀と鈴木商店との関連などが暴露されるとともに、震手問題は議会においても喧しく論議されることとなり、政府もその整理に迫られ、前記法案の提出となったのであるが、その過程ではしなくも昭和二年の金融恐慌を引き起すこととなった。同年三月一日、前記の東京渡辺銀行が休業し、ついで中井、左右田、村井、八十四等の諸銀行が休業して金融界に大きな打撃を与え、さらに三月二六日に至り台湾銀行が株式会社鈴木商店への資金的援助を拒絶し、また台銀以外の債権銀行に対する、同店からの取立猶予要請も容れられず、遂に鈴木商店の破綻をみることとなった。この破綻は同店の大株主であった神戸の六十五銀行の取付、休業を招き、さらに台銀の信用失墜へと進展し、同行は極度の資金難に陥入り、休業の危機に直面するに至った。政府は市中銀行に対し台銀コールの引揚げを一時中止すべく威嚇的に要求したが効果がなかった。台銀は事態打開のため日銀および大蔵省に、特別資金の援助を要請、政府は議会在中のため台湾銀行救済のための緊急勅令を公布すべく、四月一四日勅令案を枢密院に提出した。その内容は「第一条日本銀行ハ昭和三年五月末日マデ台湾銀行ニ対シ無担保ニテ特別融通ヲナスコトヲ得、第二条政府ハ第一条ノ規定ニ從ヒ日本銀行が台湾銀行ニ融通ヲナシタルメ損失ヲ生シタル場合ニオイテハ二億円ヲ限度トシテ補償ヲナスコトヲ得」とするものであった。四月一五日枢密院精査委員会はこの勅令案を憲法違反の名のもとに否決、一七日の枢密院本会議でも正式にこれを否決した。このため若槻内閣は総辞職し、

四月二〇日、田中義一を首班とする政友会内閣が成立、蔵相には高橋是清が就任した。

これより先、緊急勅令案否決の報とともに預金者達の不安が高まり、金融恐慌は深刻な事態をむかえることとなった。

(第1表) 震災手形未決済高

(単位:千円)

銀行名	震災手形 総額 (A)	震災手形未決済高			未決済率 (B/A.%)
		大正13年11月末	大正14年11月末	昭和元年12月末 (B)	
台湾	115,225	104,271(37.8)	101,276(43.4)	100,035(48.4)	86.8
藤本ビル ブローカー	37,214	3,898(1.4)	3,834(1.2)	2,181(1.1)	5.9
朝鮮	35,987	32,293(11.7)	25,233(10.8)	21,606(10.4)	60.0
安田	25,000	0(—)	0(—)	0(—)	0.0
村井	20,429	16,590(6.0)	15,544(6.7)	15,204(7.4)	74.3
十五	20,073	14,130(5.1)	11,494(4.9)	0(—)	0.0
川崎	19,373	9,311(3.4)	5,261(2.3)	3,720(1.8)	19.2
近江	13,423	9,564(3.5)	9,707(4.2)	9,319(4.5)	69.4
早川ビル ブローカー	12,624	6,900(2.5)	0(—)	0(—)	0.0
豊国	10,724	6,634(2.4)	5,018(2.2)	3,380(1.6)	31.5
柳田ビル ブローカー	9,920	1,910(0.7)	0(—)	0(—)	0.0
第二	9,299	8,752(3.2)	7,685(3.3)	7,685(3.7)	82.6
左右田	8,017	6,349(2.3)	5,726(2.5)	5,430(2.6)	67.7
第百	7,925	1,072(0.4)	0(—)	0(—)	0.0
東京渡辺	7,519	6,957(2.5)	6,728(2.9)	6,533(3.2)	86.9
東海	7,375	2,882(1.0)	922(0.4)	730(0.4)	9.9
若尾	5,733	4,111(1.5)	5,278(2.3)	4,214(2.0)	73.5
第十九	5,492	5,300(1.9)	1,960(0.8)	1,910(0.9)	34.8
中井	4,955	3,204(1.2)	2,614(1.1)	2,547(1.2)	51.4
八十四	4,590	3,369(1.2)	2,656(1.1)	2,260(1.1)	49.2
中沢	4,440	4,375(1.6)	4,277(1.8)	4,243(2.1)	95.6
永楽	4,050	4,050(1.5)	4,050(1.7)	3,887(2.0)	96.0
阿波商業	2,850	2,850(1.0)	2,350(1.0)	2,150(1.0)	75.4
神戸岡崎	2,711	1,000(0.4)	0(—)	0(—)	0.0
辛酉	2,392	2,299(0.8)	2,290(1.0)	2,230(1.1)	93.2
小計	397,340	262,026(95.0)	222,903(95.5)	199,264(96.4)	50.1
その他も計	430,816	275,677(100.0)	233,359(100.0)	206,800(100.0)	48.0

(注) かつこ内は構成比(%)。

(出所) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史・第3巻』101頁による。

四月一八日、台湾銀行が休業を発表、同日近江銀行も三週間の臨時休業を発表した。この余波で、大阪、滋賀、岡山、広島、福岡など各府県で取付けが発生、休業銀行が続出し、四月二日には宮内庁金庫として信用のあつた一五銀行が休業を発表し、パニックは全国の銀行を襲うこととなつた。当時の『エコノミスト』誌によると、「台銀の休業は予測されていたところであつたが、近江の閉店は意外の感に打たれるもの多く、同行関係の大阪市内、江州地方、京都市等は極端な不安に駆られた。殊に猛烈であつたのは預金都市であり且つ村井銀行休業の苦をなめた京都地方で、一五銀行支店を始め東京に本店を有する有力銀行に取付けが⁽²⁾始つたのである」と記されている。

近江銀行休業時の状況について、日銀調査局資料は次のように述べている。

「前月下旬以来緩慢ナル引出ニ遭ヒ資金調達難ニ會シツ、アリタル近江銀行（資本金一五、〇〇〇千円）ハ同行ノ地盤タル江州ニ於テ栗太銀行休業ノ餘波ヲ蒙リ同地方ノ預金引出増加シタル結果愈々窮境ニ陥リ、本行トシテハ最大限度ノ融通ヲ与ヘタルモ及ハズ、遂に台湾銀行ト同シク休日明ケ十八日支払停止ヲ発表スルニ至リテ金融界ハ更ニ一段ト緊張ノ度ヲ加ヘ、殊ニ同行ニ就テハ本行ノ援助アルヲ以テ閉鎖ヲ見ルコト無カルヘシト一般ニ信セラレ居タルト、大阪ニ於テハ格別目立チタル店頭取付モ無カリシコト、テ、其突然ノ休業ハ一般人心ニ異常ナル打撃ヲ与ヘ、同地綿糸布、呉服太物、メリヤス商人等ハ一時茫然自失ノ態ニテ殆ト休商同様ノ状態ヲ呈セリ。之ヨリ預金者全般ニ亘リテ漸ク動揺ノ兆アリ流言蜚語ハ随所ニ行ハレ、阪神両地並ニ其近郊、京都及滋賀県下ニ於ケル銀行中ニハ可ナリ激シキ預金ノ取付ヲ受ケ、名古屋近郊、金沢及中国方面等ニモ動揺ヲ見タル模様ナリ。」⁽³⁾

滋賀県においては三月二三日、大垣市に本店をおく浅沼銀行長浜支店が休業し、また三月中近江銀行の県内支店や栗太銀行などでも緩慢な取付けが生じていたが大事には至らなかった。その後小康をたもっていた県内金融界は、四月半ばに至り大混乱を呈することとなった。其の先鞭をつけたのが四月一五日の栗太銀行の休業発表であつた。同行本店の置かれ

ていた県下の栗太郡草津町（現、草津市）では、百三十三銀行草津支店など、他の銀行支店にも預金引出しを求める人々が殺到し長蛇の列をなした。栗太銀行と近江銀行とは取引関係等を通じて密接な関係を有していたために、栗銀破綻の影響は直ちに近江銀行にも波及することとなった。栗太銀行は明治三〇年に設立された銀行で草津町の本店の外、県下に一二支店を配していた。休業当時は資本金一〇〇万円（払込八〇万円）、預金総額六二〇万円、貸出総額五三〇万円程度の小銀行であった。同行は第一次大戦中各種事業会社に融資を行ない、大正九年の反動恐慌により資金の固定比をきたし、その後も整理の進捗がみられず、金融恐慌により休業に追い込まれたものであった。県下における預金取付の一端が当時の新聞で次のように報じている。

「栗太銀行の休業に引続いて一八日の近江銀行休業で大津市浜通りの銀行街は、午後には右往左往する預金者達で喧噪を極め、中でも八幡銀行、百三十三銀行、農工銀行等はいづれも千人余の預金者達が銀行の内外に蝟集して取締りの官憲の制止もきかず押合ひへし合ひするので、八幡銀行の如きは玄関口に縄張りをして、内外には私服制服の巡查数十名が警戒のうちに、夕刻まで払戻しを行っていた。⁽⁴⁾」

近江銀行の休業は他の諸銀行の取付、休業を誘発し、事態はますます深刻化するに至った。先述のように、この間台銀救済緊急勅令法案問題を機に瓦解した若槻内閣のあとを受け、四月二〇日田中義一を首班とする政友会内閣が成立、同内閣は事態解決のため、蔵相に高橋是清をすえ、翌二一日、財界安定の応急策として、モラトリアム、五億円の損失補償付きの日銀特融、二億円の損失補償付きの台銀むけ特融、の三方策を決め、まず四月二二日に緊急勅令による「支払猶予令」の公布を枢密院にはかり、即日可決施行された。支払猶予については、関東大震災当時、山本内閣（蔵相井上準之助）により実施されたことがあったが、昭和二年の「支払猶予令」は、施行地域が全国にわたり、預金引出額制限を一口五百円までとし、モラトリアムの期限が三週間とされるなど、震災当時のモラトリアムとその内容に大きな相違があった。支払

猶予令の施行に当り、内務省は全国的な暴動発生をおそれ、警保局長名をもって流言蜚語を取り締り、人心を動揺させないよう嚴重注意すべき旨、主要府県に通達し、日銀もまた、各銀行に対し徹底的融資を凶る決意ある旨の声明を發し、預金者の冷静化を求めている。さらに政府は五月四日より第五三臨時議會を召集し、「日本銀行特別融通及損失補償法」を通過せしめ、同月九日に公布施行している。本法にもとづく特別融通は第二別口割引手形として処理され、昭和三年五月八日の特別融通残高は四億九八〇〇万円にのぼっていた。このような政府補償による日銀の特別融通は、さきのモラトリアムとともに異例の財界救済措置であり、昭和金融恐慌が、日銀単独では対応しえず、政府の陣頭出動を必要とするほどに大規模なものであったことを意味するものであった。そしてかような措置により、モラトリアム明けの五月なかば以降、漸く金融界は平静に復することとなったのである。

前述のように近江銀行は、いわゆる昭和金融恐慌の過程で破綻をきたすこととなった。破綻の原因をどのように考えるかは人により相違がある。日銀調査局による「近江銀行ノ破綻原因及其整理」は、破綻原因にふれ次のように述べている。

「之ヲ要スルニ当行ノ貸出ハ綿業界ニ稍々偏重セシ以外ニハ重役及其關係事業ニ対スル貸出ノ如キモ格別多額ナラス只從來積極方針ノ下ニ營業ノ拡張ヲ図リ殊ニ大戦中急激ナル發展ヲ遂ゲタル際取引先ノ選択聊カ放漫ニ流レタルニ、財界反動ニヨリ綿業關係者ヲ首メ一般得意先ノ蒙リタル打撃甚クシク自然固定貸多額ニ上リタルカ十三年整理ノ際其銷却徹底ヲ欠キタル爲メ不知不識固定貸増嵩ヲ告ケ当行ノ資金梗塞ヲ誘致セルモノト認メラル」と。

第2表は休業直前における同行の資産負債の状態を示すものである。総貸出高は一億三千余万円に達し、預金高をかなり上回るに至っている。ところで休業直後の調査によると、前記貸出高中回収見込額は約一億余円で、回収不能額は約三千万円と見込まれていた。大正一三年に固定貸千七百余万円が銷却されたのであるが、その後滿三カ年を経ずに再び巨額

の不良貸を計上しているものであり、この点整理の不徹底を端的に示すものであったと言わねばならない。

また不良貸を地方別にみると、関東五支店に圧倒的に多く、東京銀行合併による東京進出後、大正九年の財界反動、一二年の関東大震災等により固定貸を増加せしめ、その後の銷却あるいは回収も財界不振により徹底させえず、日銀からの特別融通などにより表面を塗塗りつつ経営を持続してきたが、やがて昭和金融恐慌期に至りかような欠陥が露呈されることとなった。

また同行の場合にも貸出に際し担保評価が寛大に過ぎ、担保有価証券中には市価殆ど皆無なるものが含まれ、担保不動産についての評価も、休業後の整理過程で、近江銀行の評価と日銀の評価との間に、約三百万円もの差異が存したのである。

さらに同行の貸出先はすでに指摘してきたように、繊維関係の業界に偏倚していた。第3表に示されるように、近江銀行休業直前の一〇万円以上の大口貸出先をみると、業種別には「綿糸布織物業」が圧倒的に大

(第2表) 近江銀行貸借対照表(昭和2年4月16日現在)

摘 要	借方金額	摘 要	貸方金額
	円		円
諸貸出金	126,666,994.70	諸預金	92,140,231.88
買入外国為替	360,298.06	借入金	48,961,940.00
利付為替手形	1,655,827.20	再割引手形	4,078,216.59
支払承諾見返	1,825,196.39	コールマネー	5,200,000.00
小計	130,508,316.35	日本銀行当座勘定	279,165.94
		小計	58,519,322.53
預ヶ金	88,344.72	他店借	1,837,399.83
払込未済資本	5,625,000.00	売渡外国為替	1,992,680.76
雑勘定	42,372.20	支払承諾	1,825,196.39
所有有価証券	25,260,576.84	仮勘定	33,965.50
貸付有価証券	87,255.00	利益金勘定	3,834,495.71
他店貸	947,958.70	資本金	15,000,000.00
本支店間未達勘定	2,188,036.91	法定準備金	450,000.00
損失金勘定	3,495,581.68	行員恩給資金	390,000.00
所有不動産	5,759,640.39	割賦金	3,218.52
金銀勘定	2,246,702.02	支払未済割賦金	16,312.37
		前期繰越金	206,961.32
総計	176,249,784.81	総計	176,249,784.81

(出所) 日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和篇』第24巻, 425頁。

(第3表) 貸出先業種別分類(4月16日現在)

業 種	関東支店	関西支店	大阪本店	合 計
	千円	千円	千円	千円
綿糸布織物業	5,038	2,629	17,042	24,709
商 業	435	1,434	477	2,346
製 造 工 業	297	170	229	696
印 刷 出 版 業	2,906	330	360	3,596
木 材 業	2,763	269		3,032
砂 糖 商	697	72		769
染 料 商	780			780
海 運 業		2,715		2,715
貿 易 業	173	1,487		1,660
肥 料 業		1,206		1,206
そ の 他	2,319	1,290	15,619	19,228
合 計	15,408	11,602	33,727	60,737

(出所) 日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和篇』第24巻, 427~428頁。

(第4表) 重役に対する貸出(昭和2年)

氏 名	4月16日 貸出額	10月20日 貸出額
	円	円
伊 藤 忠 三	161,420	161,420
下 郷 伝 平	192,000	180,000
阿 部 房 次 郎	339,369	257,369
阿 部 市 太 郎	80,000	75,000
北 川 与 平	149,547	142,547
朝 倉 茂 次 郎	3,750	3,750
須 田 鏡 造	12,800	12,000
大 原 孫 三 郎	470,000	467,500
西 田 庄 助	112,000	112,000
計	1,520,886	1,411,586

(出所) 日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和篇』第24巻, 428~429頁。

(第5表) 重役関係事業貸出(昭和2年)

貸付先	4月16日 貸出額	10月20日 貸出額
伊藤忠商事	819,600	548,000
伊藤忠商事	4,615,141	4,275,355
伊藤忠商事	750,000	178,366
倉敷紡績	340,000	300,000
丸紅商	59,318	27,485
阿部市郎兵衛商店	1,611,850	18,806
阿部市商店	300,000	1,611,850
北川同族		300,000
計	8,495,909	7,259,862

(出所) 『日本金融史資料・昭和篇』第24巻、429頁。

きく、大口貸出合計額の四割六厘を占めていた。第4表は重役に対する貸出を、また第5表は重役関係事業への貸出額を示すものであるが、表示のように若干の例外を除き、重役あるいはその関係事業と称しても、いわゆる近江商人の関係事業が多く含まれ、また事業内容は繊維関係が殆どであった。これらの貸出のうち、重役に対する貸出については伊藤忠三への貸出一六万一千余円が回収不能であった外は、全額回収の見込が付き、また第5表に示される重役関係事業貸出についても、伊藤忠関係事業約五百万圓中一五〇万円が回収不能となった外は回収可能と見込まれていた。従ってこの点については他の休業銀行と趣を異にしていた。すなわち大口貸出の固定化が同行破綻の一因となっていたが、伊藤忠関係への貸出を除いては、重役関係への貸出が不良貸であったとはいえず、その他の関係業者、とくに同行が合併した旧東京銀行時代の大口貸出が固定化を招く要因となっていた。

- (1) 原邦道『昭和金融恐慌の教えるもの』、全国地方銀行協会、昭和三十三年、付録参照。
- (2) 『エコノミスト』(昭和二年五月一日号)
- (3) 日本銀行調査部編、『日本金融史資料・明治大正編』(第二二巻)九二五頁。
- (4) 『大阪朝日新聞』滋賀版、(昭和二年四月一九日号)
- (5) 日本銀行調査局編『日本金融史資料・昭和編』(第二四巻)、四二九頁。

八 近江銀行の整理

近江銀行は、関西地方における有力銀行であり、とくに綿業関係者に深い関係をもつ金融機関として独自の地位を占めるとともに、滋賀県はじめ関西地方を中心に多くの預金者を有していたために、休業後の同行の整理には多大の関心が集められていた。同行は当初単独整理の方針をとっていたが、資産内容が予想外に悪化していたことなどにより、整理が難行し、昭和二年六月に至っても整理、開業の見通しを立てることができなかった。

休業発表当時近江銀行の店舗は、大阪市の本店ほか市内一三支店、東京市五支店、京都市二支店、滋賀県七支店三出張所、兵庫県三支店一出張所、合計三二支店四出張所となっていたが、関係地域の混乱は大きく、休業以後預金者擁護集會等が開かれ物情騒然たるものがあつた。とくに滋賀県においては、同行の歴史からもうかがえるように特別の関係を有し、預金者数も多く、預金総額は二、四〇〇万円に達していたのでその影響は甚大であつた。滋賀県は近江商人の出身地であるが、彼等は大阪、京都あるいは東京など大都市で事業を営んでおり、近江銀行は近江商人の銀行として、滋賀県あるいは京都府などで吸収した資金を、大阪市あるいは東京市などにおいて放出するという傾向を有してきた。第1表は同行の昭和二年四月一六日現在の、預金および貸出の本支店別状況を示すものであるが、とくに大阪の本店および東京各支店において預金をはるかに上回る貸出が行なわれていたことががわれる。同行整理後の日銀の記録にも、「当行預金者ハ其數八万二千余人ノ多數ニ上リ、小口ノモノ尠カラス、調印ノ困難ナルヲ思ハシメタルカ、殊ニ滋賀県下ニ於テハ貸出少ク、専ラ預金ヲ吸収シタル關係上、預金者側ノ態度強硬ナルモノアリ」と記されている。滋賀県下においては、三百円以下の小口預金者が二万七千口もあり、かような小口預金者に対し、近江銀行が整理未済等を理由に払戻しを行なわないのは不当であるとし、県選出の国会議員、産業組合関係者、市町村長總代らの間に数次におよぶ会合が重ねられ、その結果近江

(第1表) 近江銀行の預金および貸出
(昭和2年4月16日現在)

	東各支	京店	関各支	西店	大阪本店	合 計
預 金		千円 8,345		千円 65,276	千円 18,520	千円 92,141
貸 出		27,200		57,362	45,944	130,506

(出所) 『日本金融史資料・昭和篇』第24巻、425頁。

銀行小口預金者金融組合が組織され、預金者に対し預金の約半額を年六分の金利で貸付けるといった措置がとられてきた。しかし同行開業の見込みが一向に立たず、七月二四日には大津市公会堂において近江銀行滋賀県預金者大会が開催され、次のような大会決議が行なわれている。

決議

近江銀行ハ休業以来己ニ百日ニ垂ントシ未タ開業ノ曙光ヲ認メス益々不安ノ状態ニ在ルモノノ如シ同行ノ開業カ如斯遷延スルニ於テハ預金者ノ苦痛愈々深刻トナリ倒産整理ノ止ムナキモノ累々トシテ続出シ県下産業及経済上ニ蒙ル打撃甚大ニシテ社会上重大ナル事態ヲ惹起スルナキヲ恐ル依テ左記方法ヲ實行シ再開ノ促進ヲ要望スルモノトス

一、近江銀行ノ自立開業ニ対シ特別援助ヲ與ヘラル、様日本銀行へ要望スルコト

休業銀行復活方法ヲ樹立シ之ニ援助ヲ與ヘラル、ハ日本銀行本来ノ使命ナリトス況ンヤ近江銀行ニ対シテハ日本銀行ハ大正十三年聲明ノ責任上特別ノ援助ヲナシ速ニ開業セシムルノ方策ヲ立テシメラル、ハ當然ノ責務ナリト信ス

二、近江銀行重役ノ私財提供ヲ要望スルコト

近江銀行重役ノ大多数ハ本県出身ノ富豪ニシテ我々預金者ハ是等重役ヲ信認シテ預入シタルモノナレハ本県出身重役ハ預金者ニ損失ヲ與ヘサル程度ニ於テ誠意ヲ披歴シ私財ヲ提供シテ速ニ開業セラレムコトヲ望ム

三、前二項ノ目的ヲ達スル爲メ實行委員若干名ヲ選ヒ其ノ局ニ当ラシムルコト

右決議ス

昭和二年七月二十四日

今村正美滋賀県知事も県民の打撃を考慮し、預金者大会の翌二五日、県庁に県下の産業組合その他の各種団体の代表や市町村長らの代表を集め、銀行側より保井頭取はじめ、伊藤忠三、下郷傳平、阿部房次郎ら各取締役の出席を求め、協議を行なっている。同日今村知事は銀行側に対し、八月の節季には少くとも百万円を県下預金者に融通し、五百円以下の小口預金者に対する応急救済案を講ずるよう要請し、銀行側では七月二十九日その回答を行ふことを約して散会している。

七月二十九日、県下各地方の預金者代表は、銀行側の回答を得るべく県庁につめかけ、不穩の情勢となつたので、県では警察部長官舎において預金者代表二〇名と銀行役員らとの会見を行ない、同夜一〇時に至り漸く散会した。しかし県のあつ旋、預金者団体の運動にもかかわらず近江銀行の単独整理は進捗をみせず、一〇月に至りこれまでの方針を放棄し、整理についてはこれを全面的に日銀に委任することとなつた。

日銀調査局による近江銀行の整理経過に関する左記の記述によれば、当初から同行重役らの間に、自力による営業再会への熱意がとぼしかったことがうかがわれる。当時保井猶造頭取及び創業当時より勤務してきた朝倉茂次郎常務取締役が病氣療養中であつたことや、現役員らが、大正一三年の整理に際し私財提供を行ないながら、今回の整理に關してもまた犠牲を忍ばねばならないこと、などから自力再開が困難で、日銀に対し開業後の経営は新役員を選任にまつべきことを懇願したが、同行の諒承を得ることができなかった。かような事情が熱意を失わせる要因となつていた。日銀資料はこの間の事情を次のように伝えている。

「休業直後頭取以下事務重役ハ欠損ノ多額ニシテ到底単独整理ノ見込ナキヲ察シ、又資本重役ハ既二十三年整理ノ際相
当ノ出捐ヲナシタルニ今又単独開店センカ爲メニハ多大ノ犠牲ヲ払ハサル可ラス而モ尚今後モ從前通りノ關係ヲ維持セン
カ、事アル毎ニ責任ヲ負フノ要アルヘキヲ以テ、此際単独開業ヨリ寧ロ他行ニ合併セントノ意嚮ヲ有シタルモ、株主及預

金者ハ何レモ単独開業ヲ希望シ、取引先モ亦斯ノ如キ特色ヲ有スル当行カ他ニ合併セラル、ヲ喜ハサリシヨリ、当行重役一同ハ成否ヲ疑ヒツ、モ、単独整理ノ方針ヲ樹テタルカ、銀行内容ノ調査、整理案ノ作製ハ第三者ニ依頼スルヲ可ナリトシ、渡辺千代三郎氏ヲ煩ハシ整理ヲ進ムルニ決シタリ。⁽³⁾

渡辺は実業界の長老であり、当時貴族院議員をつとめていた。渡辺は同行の資産負債を調査し、整理案を作成、同年一〇月日銀に提出して了解を求めた。しかし近銀の重役側には、単独整理後も同行に留任し、再建に當ろうとする者がなかつたため、この整理案は採用されず、渡辺もまた同行との関係を断つこととなつた。日銀資料によると次のように記されている。

「之ヨリ先キ本行ニ於テハ単独開業ノ見込ナキヲ看取シ、六月々央ヨリ当行休業當時（四月十六日）ノ資料ニ基キ、其資産負債ノ内容ヲ調査シツ、アリシカ、調査ノ進捗スルニ從ヒ、益々単独整理ノ困難ナルヘキ事情明瞭トナリ來レリ、一方当行重役モ前記整理案カ其実現ノ可能性頗ル乏シク、単独開業ヲ固執センカ徒ラニ時日ヲ曠シクスルノミナラス益々資産ノ内容ヲ悪化セシメ到底成果ヲ挙げ得サルヘキヲ認め、遂ニ十月二十日単独整理ノ方針ヲ抛棄シ、同二十二日渡辺千代三郎氏ハ右整理打切ニ関スル声明書ヲ發表シ二十五日近江銀行自身モ亦從來ノ経過及昭和銀行ニ合併整理ノ方針ニ變更セシ旨ノ声明ヲ爲スニ至レリ。⁽⁴⁾

休業銀行の整理については、政府および日銀が関与し、単独再開、休業銀行数行の合併による新銀行の設立、再開可能銀行に對する日銀の特融など、種々の方策が検討されたが、休業銀行では、未払込資本金の徴収、積立金の全額取崩し、高率の預金切捨、重役の私財提供など整理にともなう難問が山積し、「昭和二年末までに、開業にこぎつけたもの一二行、整理成案を確立したもの八行、解散にふみきつたもの一行であり、残り一五行は未整理状態にあつた⁽⁵⁾」のである。

前記声明に登場する昭和銀行とは、休業銀行の整理促進のために、政府、日銀、有力銀行が協議のうえ、東西および名

古屋のシンジケート銀行団が発起人となり、本店を東京におき、資本金一、〇〇〇万円の新銀行として発足したものであり、昭和二年二月一日開業と同時に休業銀行の整理に着手している。

昭和二年一月一日、滋賀県では臨時県会において、近江銀行に関する建議が提出された。提出者は丸橋茂平（愛知郡選出）ら七名、賛成者は二二名、すなわち全議員の合意によるものであった。建議においては同行に対する県下の預金額二千余万円、そのうち産業組合の預金だけでも三百五十余万円にも達しており、万一預金に対する処置宜しきを得ず、預金の切捨て等により県下の預金者に損失を及ぼすようなことがあれば、重大な社会的混乱を惹起することになる。則ち其処置の適否は、実に七十万県民の利害休戚に直接間接の大關係を有し、県の公益上座視するを得ざるものあり依て本県会は府県制第四十四条に拠り本県知事及内務大臣に対し預金者救済のために善処せられんことを要求するは刻下の喫緊事なりと信ず」と記⁽⁶⁾されている。

この段階において、すでに日銀は昭和銀行への合併を前提として近銀の整理を進めていたが、預金者側はこれに不安を抱き、県議会もまたこれに応じ、知事や内務大臣に預金者救済を要請していることがうかがわれる。

前述のように近江銀行は、自力による立て直しを断念し、整理の上新銀行への合併を決めていたが、日銀はこれに基づき十二月下旬までに同行の資産負債の査定を終了し、整理案をまとめている。近江銀行資産負債査定表整理案（一〇月二〇日現在）をみると、資産の部の貸出金は七千三百七万二千円となっているが、査定の結果によると回収不能額が三千七百七十一万八千円に上り、現在貸出額の五割一分七厘に達していた。一方負債の部の預金については、支払いを要する預金総額五千二百九万五千円となっていた。借入金は全額日銀からのもので、震災手形以外の貸出額千八百二十二万円は担保処分により全額回収可能とされ、震災手形に対する融通額七百万二千円のうち回収見込高二十五万円余を控除し、借入金残高は六百七十五万一千円と査定されていた。前記の査定によれば、十月二十日現在の近江銀行の欠損額は四千六十

五万九千円の巨額に達していた。日銀ではこの欠損を補填するために左記各項を充当することとした。

(一) 昭和二年一月二十六日迄の払込済資本金、

(二) 積立金

(三) 震災手形補償額

(四) 震災手形利子免除額

(五) 株主預金 (株金払込ニ充当スヘキモノ)

(六) 重役提供資金 (株金払込ニ充当スヘキモノ)

(七) 重役提供資産

合計

これらの補填資源を充当してもなお前記欠損額に対し一千六百八十八万九千円の欠損を生ずることとなり、このために預金の切捨を行なうことが必要とされ、昭和三年一月一日、近江銀行は左記整理案を預金者その他の債権者に送付しその承諾調印を要請している。^(?)

整理案

一、審査ノ結果ニ據ル當行資産負債

(イ) 純資産金額 金参千参百九拾四萬七千五百貳拾四圓四拾五銭

(担保付負債及減額ヲ受ケザル負債ヲ差引キタル分)

(ロ) 負債金額 金五千七拾四萬参千七百貳拾壹圓参拾四銭

(百四拾九圓四拾八銭以下ノ預金及減額ヲ受ケザル負債ヲ差引キタル金額)

九、七二三、五二五円

四五〇、〇〇〇円

六、七五一、八五〇円

三八二、〇八五円

七八〇、〇〇〇円

五八二、九六二円

五、一〇〇、〇〇〇円

二三、七七〇、四二二円

二、當行ノ資産ニ屬スル一切ノ財産ト之ニ均衡スル負債トヲ株式会社昭和銀行ニ引継ギヲ爲ス事

三、百四拾九圓四拾八錢以下ノ預金及無担保債權（昭和三年一月十六日現在）支拂方法

預金及無担保債權ノ内一口ノ金額百圓未満ハ金額ノ御支拂ヲ爲シ百圓以上百四拾九圓四拾八錢迄ハ百圓ヲ御支拂ヒ致シ其殘額ハ御免除ヲ願フ事トナリマス

四、前項以外ノ預金及無担保債權支拂ノ方法

（參割參分壹厘ノ御免除ヲ願フ事）

預金及無担保債權ノ内前項ニ據リ百四拾九圓四拾八錢以下ノ支拂ヲ爲ス事ト致シマス故百四拾九圓四拾八錢ヲ超ユルモノニ對シマシテハ參割三分壹厘ノ御免除ヲ御願ヒ致シ殘額ノ六割六分九厘ハ昭和銀行ニ於テ御支拂ヒ致ス事トナリマス

五、利息支拂ノ件

利息ハ預金金額ニ對スル昭和二年四月十七日迄ノ分ヲ計算シ其六割六分九厘ヲ御支拂ヒ致シ其殘額及同年四月十八日以後ノ利息ハ御免除ヲ願フ事トナリマス

六、未拂込株金ハ日下猶徵求中デアリマスカラ此整理案ニ於テ豫定セラレタル金額ヲ超エテ徵收シタル株金アル時ハ預金者及無担保債權者（第三項ニ依リ特別ノ支拂ヲ爲スベキ者ヲ除ク）ノ債權元本ニ按分シ昭和銀行ニ於テ増加御支拂致スコトトナリマス⁽⁸⁾

近江銀行においては、この整理案とともに、保井頭取名で預金者らに対する手紙を発送している。県内でも見ることの困難な資料であるので敢えて収録することとした。

拝啓彌々御清榮奉賀上候陳者弊行儀永々休業致居多大の御迷惑相掛け候段洵に申譯無御座候然る處大藏省並に日本銀

行に於て既に資産負債の調査を完了せられ新設の株式会社昭和銀行に引継ぎ事実上合併の事に内定任り別紙整理案を作成致し爰に御承認を懇請申上ぐる次第に御座候尤も弊行に於ては極力未拂込株金の拂込を爲さしめたる上資本金積立金の全部を切崩し役員より私財五百拾萬圓の提供を爲し且つ政府に於かれても多大の犠牲を拂はれ弊行震災手形債務金六百七拾五萬餘圓を免除せられ尚日本銀行に於ても不尠思典を與へられ候得共猶ほ多額の負債超過と相成り實以て慚愧に堪へざる義に御座候而して資産負債の均衡を得せしめ之を昭和銀行に引継ぐ爲めには誠に申譯無之儀に候得共餘儀なく右負債超過額だけは預金並に無担保債権の一部御免除相願ふより外致方無之次第に立到り申候就ては是迄不尠御迷惑相掛け尚ほ此上多大の御負担を願上候事は甚だ申上兼候義に御座候得共何卒御寛大の御思召を以て本整理案に対し枉げて御承諾被成下度偏に奉願上候幸に御承諾を得候はば昭和銀行に於ては本整理案に據り滞りなく御預金を御支拂可申上候得共萬一不幸にして御承諾を得難く自然弊行が清算状態に移り候様の事有之候ては啻に震災手形債務の免除を受得ざる而已ならず一時に預金拂戻資金の調達を得難きは勿論財産の換價處分も亦容易ならず結局預金者並に無担保債権者各位に此上一層多大の御迷惑相掛け候結果と可相成甚だ憂慮に不堪義に御座候此等の事情篤と御賢察被成下御不満足は重々恐察仕候得共何卒御諒恕の上別紙承諾書に御調印御返送賜はり候はば難有奉存候

申迄も無之候得共幸ひ各位の御承諾を得て諸般の手續相運び昭和銀行に資産負債を引継ぎ一日も早く御預金拂戻實行の運びと致度候間事情御諒察至急御承諾の程奉懇願候甚だ乍缺禮以書中御報告旁々只管懇願申上度如斯に御座候候具

この整理案発送当時、近江銀行の預金者総数約八万七千人で、そのうち一四九円四八銭以下の預金者数は約五万七千人であった。したがって整理案に掲げた手続きにより預金の支払いを行なう場合には、調印を必要とする預金者は三万余人と考えられていた。

滋賀県下においては昭和三年一月二九日、大津市公会堂において、県下預金者委員会が開催され各郡市委員六五名が出

席、先の整理案に対し承諾書を提出するや否やについて協議を行なった。当然のことながら近江銀行あるいは重役らに対する批判が厳しく、容易に結論がえられなかった。とくに滋賀県においては、産業組合や信連の預金が、他府県に比して普通銀行に預け入れられる傾向が顕著であり、とりわけ近江銀行に対する預金額が大きかっただけに、組合員はもとより、産業組合や信連の役員らの反発が強かった。しかし最終的には承諾書を提出するとともに、近江銀行に対してもさらに交渉を重ねることとなった。委員会決議の内容は以下のとおりである。

滋賀縣下近江銀行預金者委員会決議

一、近江銀行ヨリ申出デノ預金一部ノ減免案ヲ承諾スルコト

縣下預金者ハ當初ヨリ同行ノ自立開業ヲ要望セルモ同行重役ハ誠意ト勇氣ニ缺クル所アリ遂ニ吾等ノ要望ハ之レヲ達成シ得ザリシヲ遺憾トス其昭和銀行ニ合併ト内決セルヤ之レガ整理案作製ニ際シ日銀ニ於ケル同行ノ資産査定及日銀ガ近銀ニ對スル大正十三年ノ聲明ニ拘ラズ其債權減免額ノ僅少ナリシト並ニ重役私財提供額ノ言明ニ比シ減セラル等重役ノ誠意缺乏ト努力ノ不充分ナルハ重ネテ吾等ノ遺憾トスル處ナリ然レドモ震災手形ノ補償ハ吾人ノ要望ヲ容レラレタルヲ思ヒ新株拂込徴収ニツキテハ今ヤ最善ノ方法ヲ取りテ之レガ勵行中ニ属スルト聞ク公表セル整理案ニ不満ノ點多々アルノ故ヲ以テ預金免除ニ承諾ヲ與ヘザルニ於テハ五月八日特別融資ノ期間ヲ過ギ遂ニ拾取スベカラザルノ結果ヲ招来スルヲ虞ルヲ以テ縣下預金者ハ此際洩レナク承諾調印シ速ニ預金拂戻シノ實行ヲ見ルニ至ランコトヲ希望ス整理案ニ依ルトキハ新株ノ拂込豫定額以上ノ拂込ハ之レヲ預金者ニ第二次配當ヲ爲スベシトアリ我等預金者ハ此拂込額ハ勿論重役ノ私財提供不足額四拾萬圓ノ提供實行及其ノ他預金者ノ利益ヲ謀ル爲メ今後重役ニ於テハ最善ノ努力ト最後ノ誠意ヲ披瀝シ第二次配當額ハ三分一厘以上タルベキニ努メ以テ前後相通ジテ預金免除額ノ三割以内タルコトヲ近銀重役ニ要望スベキモノトス

二、新株拂込ハ最善ノ方法ニ依リ徹底的ニ徴収セシムルコト

三、整理案ノ具体的内容ノ証明ヲ要求スルコト

四、整理案中新株拂込ノ豫定額ヲ明示セシメ今後拂込額ヲ委員ニ報告セシムルコト

五、整理案作成以降ノ収支計算ヲ委員ニ報告セシムルコト⁽¹⁰⁾

その後同行においては、未払込株金の払込みや、重役の私財提供額を三〇万円増加して五四〇万円とし、預金切捨率も当初の三割三分五厘から三割三厘に引き下げ、昭和三年三月一五日現在の査定表を作成、漸く三月二八日の債権者集会で整理案の可決をみることとなり、同三〇日、昭和銀行に合併されることとなった。

近江銀行役員のみなかで破綻から整理に至るまで努力を続けたのは、阿部房次郎であった。彼は大正一五年六月二一日東洋紡の社長に就任、七月九日には大日本紡績連合会の委員長に就任するなど要職にあったが、近銀整理の矢面に立つて盡力するところが大きかった。破綻の後始末が一段落したあと、事件の経過を記録し、最後に次のように記している。

「実に本件は我が終生の失策にして、精神、物質的共に言ふべからざる苦楚を嘗め之がため厭世の感を起せること度々なりき、只此間にありて責任を重んじ事の解決を告げんとを以て此の大困難に打勝ち不満足ながら終了を見しは些か自から慰むるに足る、身心の健全なりしは単へに天の賜と云ふ可し。我が子孫は余の比の苦勞を銘記し將來人の金を預る業には一切関係すべからず一人一業のモットーの下に努力して此の失敗を再びすべからず、後日の爲め概略を記し置く⁽¹¹⁾と。

昭和銀行のその後の経過については小論の対象外となるが、簡単に記すると以下のとおりである。すなわち前述のような経過により昭和銀行が新設、発足したのであるが、その後準戦時体制あるいは戦時体制への移行にともない次第に銀行合同の気運が高まり、政府の指導の下に銀行の再編成が行われることとなった。そして太平洋戦争下に安田銀行により、

昭和、日本昼夜、日本信託、第三など各行の合併が推進され、昭和銀行も同行に包括されることとなった。すなわち近江銀行など休業銀行を合併して設置された昭和銀行、まさに昭和金融恐慌の落し子ともいべき同行は、昭和一九年に至り安田銀行に吸収されることとなったのである。

- (1) 日本銀行調査部編、前掲書、四三七頁。
- (2) 筆者所蔵資料による。
- (3) 日本銀行調査部編、前掲書、四三一頁。
- (4) 同右、四三三頁。
- (5) 高橋亀吉・森垣淑『昭和金融恐慌史』財団法人清明会出版部、昭和四三年、二〇〇―二〇一頁。
- (6) 『昭和二年第一回臨時滋賀県会会議録』第二号。
- (7) 整理案の内容については、日本銀行調査部編、前掲書、四三三―四三七頁を参照した。
- (8) 筆者所蔵資料による。
- (9) 筆者所蔵資料による。
- (10) 筆者所蔵資料による。
- (11) 熊川千代喜、前掲書、三二〇頁。

むすび

近江銀行の設立から破綻に至るまでの経過を、とくに大正九年の反動恐慌から、昭和金融恐慌期にかけての期間に焦点をおいて検討を加えてきた。

昭和二年の金融恐慌期には多数の銀行が休業、解散に追い込まれているが、この原因はもとより複雑であり、また銀行により事情を異にすることはいうまでもないが、しかしほぼ共通に指摘しうることは、第一次大戦期における放漫な貸出しによる資金の固定化と、その後における整理の不徹底が大きな原因となっていたことである。この点について、日銀調

查局「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」は次のように述べている。

「要スルニ大戦好況時著シク拡大セル我財界ハ大正九年ノ反動及大正十二年ノ震災ニ大打撃ヲ受ケ乍ラ種々ナル事情ノ爲メニ整理ノ徹底セサルモノアリ、其後モ財界ノ不況ハ依然革マル模様ナク銀行ノ中資産ニ多大ノ欠損ヲ包蔵シ從テ預金ニ対スル支払準備ニ乏シキハ勿論結局ニ於テ預金ヲ確保スヘキ資産ヲ失ヒ乍ラ表面ヲ糊塗セルニ過キサルモノアリテ輕微ナル刺戟ニモ堪ヘ得サル程度ニ内容悪化セル処昭和二年春議會ニ於ケル震災手形問題ノ紛糾ヲ動機トシテ二三不良銀行ノ内情カ世上ニ曝露セラレタル結果一般人心ノ動搖ヲ惹起シ遂ニ銀行全般ニ対スル不信トナリ全国的ニ預金ノ取付ヲ生シタルモノニシテ其因テ基ク所遠ク且深キモノ存スルナリ」と。

前述の所見は昭和金融恐慌の原因を端的に指摘するものではあるが、同時にわが国における金融行政の不備にも多くの問題が存したものとわねばならない。

わが国においては明治中期以来昭和初年に至るまで経営基盤の脆弱な中小銀行が濫立し、しかも業務における前近代的な性格が顕著であった。このためひとたび不況や恐慌に見舞われると、たちまち預金の取付けや休業の危機に追い込まれるといった不健全な状態が続けられてきた。さらにわが国の普通銀行は、本来の機能である短期の商業金融にとどまらず、積極的に産業金融に進出し、しかも特定の企業あるいは業界と密接な結びつきを維持することが多かった。第一次大戦下の好況時における関係業界への乱脈融資などその好例であった。かような体質が放漫な貸付けを許容し、銀行経営上重大な障害をもたらす要因となってきた。近江銀行の破綻についても、かような背景が重要な原因をなしていたことは否定しえないところであった。

青山秀夫、西川徹の両氏は第一次大戦期の日本経済の発展過程に言及し、「この時期における生産の拡大、また産業構造の重化学工業化の傾向に対して、日本経済に残存していた前近代的な要素（特に金融組織）は一種の摩擦要因であり、かの

第一次大戦後から昭和初頭に至るまで引続いて起った金融恐慌についても、これが一つの重要な原因をなした⁽²⁾とされ、さらに「兩大戦間の前半期、即ち大正九年から昭和六年に至る時期の日本経済の姿は、やや大胆に凶式化して言うならば、実物的な面における急速な発展と近代化、及びその近代化と金融的な面での前近代性との間の摩擦にもとづく混乱である⁽³⁾」とされている。

わが国の銀行経営者には三井銀行の中上川彦次郎のように、優れた見識をもつ人々も存在したが、地方の中小銀行などでは地方の資産家が経営に当り、その多くが銀行経営の原則をも知らぬ経営者であることが圧倒的に多かった。不況に際し事業界整理の推進力として役立たざるのみか、自からもまた政府の救済に依存しようとする経営者が少くなかった。

大正九年の反動恐慌を機にわが国経済は長期不況に当面することとなり、業界からの救済運動が台頭し、財界と政治との結びつきが強化され、経済の合理性が政治的配慮によつて歪められるような事態が一般化した。日銀による震災手形の再割引問題が、大きな政治問題として昭和金融恐慌を引き起す直接的原因となったことなどその好例であった。大正九年以降のわが国の動向において注目されることは、保護関税、補助金、輸入規制、あるいは政府低利資金の供給や日銀による特別融通などがその重要性を高めてきたことである。企業が政治的手段を通じて利益を得ようとするレント・シーキング活動の台頭であった。財界救済対策、恐慌対策のために、日銀の特別融通が活用され、大蔵省預金部資金の運用対象も拡大されることとなった。この中には当面焦眉の急務に対応するための、場当りの打ち出された救済対策に過ぎないものも多く、あるいは本来の意図を逸脱して、長期にわたり持続される場合も少くなかった。日銀による特別融通においても、業界内部に政府による保護、救済をむしろ当然とするような態度を育成し、結果的に財界の整理を遅滞させ、やがて昭和金融恐慌を惹起する一因となったのである。

近江銀行において、他行に比して特色とされる点は、同行がいわゆる近江商人の手によつて設立され、取引において綿

糸、綿布業など繊維産業と終始密接な関係を維持していたことである。また同行設立以来繊維関係の業界人として関西財界において活躍していた人々が、その事業の傍ら銀行経営にも役員として参加してきたことである。しかし彼等は銀行経営者としては素人であり、また銀行経営に専念することも本業との関係で不可能であった。同行はすでに明治三〇年代より日本銀行と深い関係を有し、資金面での援助とともに、さらに同行より役員を派遣をえ、とくに大正一三年よりその傾向が著しく強化されるに至っている。すなわち近江銀行はその経営の実権を日銀出身の頭取や役員らによって握られており、近江商人出身の役員達の主体性は十分に発揮されなかつたのである。むしろ役員相互の間に結束を欠き、日銀依存に傾斜してきた側面を看過することができない。しかし近江銀行におけるかような体質は、世人一般からはむしろ信頼を寄せられる原因となっていた。預金者の多かつた滋賀県下などにおいては、県出身の豪商に対しては多大の信頼を寄せており、銀行業績の内容といった観点よりも、むしろ役員に誰がいるかということが銀行における信用の基準となっていたのであり、さらに同行と日銀との関係もまた一層の信頼を同行に寄せる原因となっていた。ここに近江銀行自体の悲劇が存在したものとえよう。金融恐慌後の整理の過程において、未払い込み資本金の取立て、積立金の取崩しといった措置以外に、重役の私財提供を当然の道義上の責務としたり、多年にわたる日銀との関係上、同行による救済を当然の義務とする発言が繰返されたのも、当時の同行に対する世人の認識からすれば、当然の処置と考えられていたのである。

近江銀行をも含めて、昭和初年当時の銀行経営には、多くの前近代の側面や問題が見出されるのであるが、昭和金融恐慌に際しかような欠陥が文字通り露呈されることとなり、そしてかような事態がやがて金融事業の前近代性を改善させる一つの契機となるに至つたのである。すなわち「恐慌という大手術によつて、これまで永くわが財界及び金融界を圧していた大小幾多の癩を根本的に整理する」⁴に至り、わが国の銀行経営は金融恐慌以後漸く安定性の高い企業として発展していくこととなつたのである。

近江銀行の軌跡

- (1) 日本銀行調査局編『日本金融史資料・明治大正編』（第二二卷）八六八頁。
- (2) (3) 青山秀夫編『日本経済と景気変動』、創文社、昭和三二年、一五頁。
- (4) 高橋亀吉『大正昭和財界變動史（中巻）』、東洋経済新報社、昭和三〇年、七一五頁。